

三重の森林づくり 実施状況報告書

(平成29年度版)

平成30年10月

三 重 県

第1章 トピックス	1
Ⅰ 100年ぶりの新種「クマノザクラが発見されました」.....	2
Ⅱ みえ森と緑の県民税の見直しに向けた取組を進めています.....	3
Ⅲ 紀伊半島初の大型合板工場が操業を開始しました.....	4
Ⅳ 新生「マルタピア」がオープンしました.....	5
Ⅴ 韓国の住宅展示会で県産木材製品のPRを行いました.....	6
Ⅵ 学校の森・子どもサミットを開催しました.....	7
Ⅶ 木で遊ぶニュースポーツ「クッブ」の輪が広がっています.....	8
Ⅷ 伊勢志摩国立公園エコツアーリズム推進協議会が設立されました.....	9
Ⅸ 台風等による災害からの復旧を進めています.....	10
Ⅹ 森林・林業のための技術開発～林業研究所の取組～.....	11
第2章 実施状況	12
Ⅰ 基本方針1 森林の多面的機能の発揮.....	13
1 森林の整備及び保全.....	14
(1) 環境林整備の促進.....	14
(2) 生産林整備の促進.....	14
(3) 県行造林地の適切な管理の推進.....	15
(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進.....	15
(5) 災害に強い森林づくりの推進.....	16
(6) 野生鳥獣との共生の確保.....	17
(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化.....	18
2 森林の区分に応じた森林管理の推進.....	19
(1) 市町等と連携した森林管理の推進.....	19
(2) 森林資源データの整備と情報提供.....	19
(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究.....	20
Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展.....	21
1 林業及び木材産業等の振興.....	22
(1) 森林施業の集約化の促進.....	22
(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進.....	22
(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進.....	23
(4) 特用林産の振興.....	23
(5) 効率的な木材生産のための研究.....	24
2 担い手の育成及び確保.....	25
(1) 林業の担い手の育成・確保.....	25
(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化.....	26
(3) 山村地域の生活環境の整備.....	27

3	県産材の利用の促進	27
(1)	県産材の新たな販路開拓	27
(2)	県産材利用に関する県民理解の促進	28
(3)	信頼される県産材の供給の促進	28
(4)	木造住宅の建設の促進	28
(5)	公共施設等の木材利用の推進	29
(6)	木質バイオマスの有効利用の推進	31
(7)	新製品・新用途の研究・開発の促進	32
III	基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興	33
1	森林文化の振興	34
(1)	新たな森林の価値の活用	34
(2)	森林を活かした連携交流の促進	35
(3)	里山の整備及び保全の促進	35
(4)	森林文化の継承	36
2	森林環境教育の振興	37
(1)	森林の役割に関する県民理解の促進	37
(2)	森林とのふれあいの場の提供	37
(3)	森林環境教育の効果的な推進	38
IV	基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進	42
1	県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進	43
(1)	森林づくり活動への県民参加の促進	43
(2)	幅広い県民参画の機会の創出	44
(3)	身近な緑化活動の推進	44
2	森林づくりの意識の啓発	45
(1)	三重のもりづくり月間の取組	45
V	主な施策と予算	47
	参考資料	49
I	三重の森林づくり条例	50
II	三重の森林づくり条例基本計画2012	54
III	三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系	61
IV	用語解説	62

第1章 トピックス

I 100年ぶりの新種「クマノザクラ」が発見されました

紀伊半島南部（奈良県・三重県・和歌山県）に新種の野生のサクラが分布していることが確認され「クマノザクラ」*Cerasus kumanoensis*と命名されました。

1915年にオオシマザクラの種名が発表されて以来、サクラ属ではおよそ100年ぶりの新種の発見となります。

1 クマノザクラ発見の経緯

平成28年3月に、国立研究開発法人 森林総合研究所多摩森林科学園の勝木俊雄チーム長、元三重県林業研究所研究員、日本樹木医会三重県支部樹木医が、三重県熊野地域及び和歌山県那智地域の調査を実施した際、ヤマザクラや染井吉野のつぼみがまだ固いのにも満開のサクラが見つかりました。このサクラは、ヤマザクラやカスミザクラなどとは明らかに区別されるものでした。

その後このサクラの分布調査が行われ、紀伊半島南部地域で広く自生していることが判明し、熊野川流域に多く見られることから「クマノザクラ」と呼称することとなりました。



満開のクマノザクラ（熊野市紀和町）

2 クマノザクラの特徴

クマノザクラの花序（枝の上での花の付き方）は散房状で、その花序を支える花序柄は伸びる特徴があるなど、カスミザクラと近縁であることが考えられます。

しかし、花柄や葉柄が無毛で葉身が卵形である点など、カスミザクラとは区別され

ます。

また、花や花序の基部にあってつぼみを包んでいた葉が倒卵形で、葉身裏面が淡緑色、葉身縁が粗い単鋸歯である点などからヤマザクラとも区別されます。

クマノザクラの最も大きな特徴は開花期にあり、ヤマザクラやカスミザクラよりも早く咲くことから、クマノザクラが分布する地域の人からは、ヤマザクラは二度咲くと言われていました。



クマノザクラの花は淡紅色が多い

3 クマノザクラの分布範囲

クマノザクラは、熊野川流域を中心に奈良、三重、和歌山の3県にまたがる、およそ南北90km、東西60kmの範囲に分布することが確認されました。出現した標高は、およそ0～800mの間で、南部では海岸近くにも見られ、山地、丘陵地の尾根や斜面に広がる二次林に多く分布していました。

4 利用と保全について

クマノザクラは、開花期に葉がほとんど伸びず、淡紅色の花は、染井吉野と似ており、染井吉野よりも開花期がやや早い点からも、極めて鑑賞価値が高いと考えられます。

一方、クマノザクラは紀伊半島だけに分布する希少種であるほか、外部から持ち込まれたオオシマザクラや染井吉野と交雑する恐れがあり、適切に利用していくためにも野生集団を保全することが望まれます。

※写真は、樹木医 奥田清貴氏撮影

Ⅱ みえ森と緑の県民税の見直しに向けた取組を進めています

平成26年4月から導入した「みえ森と緑の県民税」は、みえ森と緑の県民税条例に概ね5年ごとに施行状況の検討を行うことが定められており、4年目となる平成29年度より、みえ森と緑の県民税評価委員会において、見直しに向けた検討を行っています。

1 みえ森と緑の県民税の取組

みえ森と緑の県民税は、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針とそれに伴う5つの対策（①土砂や流木を出さない森林づくり、②暮らしに身近な森林づくり、③森を育む人づくり、④木の薫る空間づくり、⑤地域の身近な水や緑の環境づくり）に沿って、県と市町が役割を分担し、効率的に事業を実施しています。

2 施行状況の検討（見直し）

平成29年度で、税導入から4年目となることから、これまでの取組について評価・検証を行い、課題を整理したうえで、市町や団体、県民の皆さんの意見や要望を聴きとりながら、見直しに向けた検討を進めています。



3 県民等からの意見聴取

平成29年度は、「みえ森づくりワークショップ」を県内9か所で開催し（参加者266名）、県民の皆さんから「みえ森と緑の県民税」を活用した取組へのご意見を伺ったほか、市町及び関係団体、公立小中学校、一般県民を対象にしたアンケート調査による意見聴取を行いました。

また、平成30年5月には制度中間案に対するパブリックコメントを実施しました。

■ 県民の皆さんからの意見聴き取り状況

- ・市町（書面・訪問）29市町
- ・関係団体（書面）21団体
- ・公立小中学校（書面）252校
- ・一般県民（e-モニター調査）835名
- ・一般県民（対面調査）328名
- ・一般県民（ワークショップ）266名
- ・パブリックコメント87名

3 みえ森づくりワークショップの概要

みえ森づくりワークショップでは、みえ森と緑の県民税をより良い制度としていくため、森林の恵みと暮らしのつながりや、森づくりの要素を取り入れたオリジナルの体験ツール（カード）を活用し、楽しく学びながら、参加された皆さんからのご意見を聴き取りました。



みえ森づくりワークショップ

4 見直しの方向

県民の皆さんや、市町、関係団体等からいただいた意見では、ほとんどが、今後も「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組む必要があるとの意見であり、これらの基本方針に基づく対策を継続して実施する方向で検討を進めています。

5 今後の対応

皆さんからいただいた意見等を踏まえ、評価委員会で議論を深め、制度案を取りまとめ、平成31年4月の見直しに向けて、取り組んでいきます。

Ⅲ 紀伊半島初の大型合板工場が操業を開始しました

平成29年2月に三重県及び多気町と合板工場の立地協定を結び、多気町内で建設が進められていた、株式会社日新（本社：鳥取県境港市）の三重工場が完成し、平成30年3月26日から本格的な操業を開始しました。

1 三重工場の概要

株式会社日新の6番目の工場となる三重工場は、紀伊半島における初の大型合板工場であり、最新鋭の機械を導入した合板製造ラインは、多くが自動化され、高いレベルの省力化が図られるとともに、安全性が考慮された工場内の運搬は、殆どが台車やコンベアで行われており、フォークリフトによる運搬は最小限となっています。

株式会社日新 三重工場の概要

所在地	多気郡多気町河田
敷地面積	79,483 m ²
構造・規模	鉄骨造18,968m ²
生産品目	フロア台板、内装用合板 塗装型枠合板など
生産能力	月間 6,000m ³ (年間72,000m ³)
原木消費量	年間 103,000m ³ (国産材100%)

2 素材生産量増大への期待

県内においては、木質バイオマス発電所の稼働によりC材（チップ用）需要が増加していますが、林業を活性化し、素材生産量の増加に結びつけるためには、より価格の高いA材（製材用）、B材（合板用）の需要を確保し、原木の価格を高めて山元への利益還元を増加させる必要があります。

このような観点から、B材の安定的な需要が確保できる国産材利用の大型合板工場の稼働は、三重県の林業活性化に大きく貢献するものと期待されています。

三重工場の原木消費量は、紀伊半島一円から集材するヒノキ・スギをあわせて、年間103,000m³（国産材100%）となっており、その多くを三重県内の森林組合や素材生産事業者等から調達する予定としています。

そこで、株式会社日新では、合板用原木の安定的な供給を確保するため、原木市場や森林組合、素材生産事業者等との原木取引協定を締結しています。

また、平成30年3月に株式会社日新、三重県森林組合連合会、県の3者による森林再生支援制度に関する協定が締結され、三重県内の森林で皆伐し、合板用に原木を供給した森林所有者に対する再造林の支援も始まりました。

3 地域活性化への期待

新工場の稼働により、工場における45名の新たな雇用が創出されるばかりでなく、素材生産量の増大による山村地域での雇用の創出、地域の原木・木材製品の流通の拡大による運送業への波及効果など、地域の関連産業への貢献も期待されています。

株式会社日新 三重工場の全景



(写真提供：株式会社日新)

IV 新生「マルタピア」がオープンしました

平成6年の開設以来、伊賀地域の木材流通拠点として重要な役割を担ってきたマルタピアが、平成29年4月、新しく「株式会社 東京木材相互市場 三重事業所 マルタピア」としてオープンしました。



開設記念式典

1 新生「マルタピア」の概要

新生「マルタピア」では、伊賀地域の林業・木材産業の活性化を図るため、これまで実施されてきた原木市場事業を継続・発展させるとともに、近年、需要が高まっている木質バイオマス発電用の木質チップの製造・販売に取り組むこととしています。

加えて、将来的には、苗木の生産・販売等を手がけていく計画としており、地域の林業・木材産業を牽引する役割を担っていくことが期待されています。



開設記念市の様子

2 開設記念市の開催

平成29年4月21日には、新体制となって初めての原木市が開催され、名張市長をはじめとして、伊賀市内の木材業者を中心に約130名が集まりました。

当日は開設記念市にふさわしく、活発な取引が行われ、取扱量、平均単価ともに昨年同時期から大幅に上昇しました。

3 平成29年度の状況

新生「マルタピア」では、開設記念市の開催以降、毎月2回のペースで市が開催され、平成29年度の取扱量は約12,000m³となりました。

開設初年度ということもあり、目標とする数値には届かなかったものの、平成29年度には、森林整備加速化・林業再生基金事業を活用して原木の自動選別機と木質バイオマスチップの加工施設を導入したところであり、これらの機械を活用して、今後さらに取扱量を拡大していくことが期待されています。

4 今後の取組への期待

また、株式会社 東京木材相互市場では、林業再生に向けて、マルタピア周辺の山林を取得しており、今後、自ら木材の伐採・搬出に取り組んでいくことが計画されています。

林業・木材産業が厳しい状況に置かれる中、こういった新たな取組によって素材生産量が拡大し、地域の活性化につながることを期待されます。



マルタピアに集められた原木

V 韓国の住宅展示会で県産木材製品のPRを行いました

平成27年2月に、三重県産スギ・ヒノキ丸太の本格的な輸出がスタートして以降、韓国、中国、台湾への商業輸出が継続しています。平成29年度は、より付加価値の高い木材製品の輸出に向けて、韓国で開催された住宅展示会「KOREA BUILD 2018」に出展し、尾鷲ヒノキの内装材等のPRを行いました。

1 韓国の木材市場

韓国は日本産木材の輸出先として、丸太で2位、製材で3位となっており、2017年の木材輸出額は約37億円と、5年前の約10億円から4倍近くに増加しています。

特に日本産ヒノキは、香りのもたらすリラックス効果や健康効果が注目され、人気が高まっています。

2 KOREA BUILD 2018 の概要

「KOREA BUILD 2018」は韓国で最も長い歴史をもつ大型住宅展示会で、住宅関係事業者のほか、一般の来場者も多くみられます。本展示会では、5年前よりジェトロ（日本貿易振興機構）がジャパンパビリオンを設置し、日本産木材・木製品の販路拡大に取り組んでいます。

ジャパンパビリオンの概要

主催	ジェトロ
会期	2018年2月22日(木)～25日(日)
会場	韓国国際展示場 (KINTEX)
参加規模	360平方メートル
参加企業	参加企業：23社・団体
来場者数	約17万人 (KOREA BUILD全体)

3 県産木材製品のPR

「KOREA BUILD 2018」のジャパンパビリオン内には、新たに輸出に取り組む「ニューチャレンジャー・コーナー」が設けられており、県内事業者2社が初出品し、林業としては唯一「日本農業遺産」に認定された「尾鷲ヒノキ林業」から生産されたヒノキ内装材や、特殊な加工をしたスギ内装材を展示し、来場者の注目を集めました。



ジャパンパビリオン内の三重県ブース

三重県ブースには4日間で400人以上の来場者があり、約40件の商談が行われました。商談の中で「香りが良い」「赤味のある木肌が上品」等の声が聞かれ、住宅や別荘、医療施設の内装材、家具用材へのニーズが強く感じられました。



商談の様子

4 今後の取組

今回の取組の結果、優良材の産地としてのブランドイメージの向上、現地での対応が可能な協力企業の確保など、課題が明確になったことから、課題への対応策を検討し、引き続き韓国での販路開拓に取り組んでいきます。

VI 学校の森・子どもサミットを開催しました

「学校の森・子どもサミット」は、全国から集まった児童たちによる、身近な自然を活用した体験学習の発表と、先生や有識者による意見交換などを通じて、森林環境教育の取組の輪を全国へ広げていくことを目的に開催しています。

平成29年度は、7月25日から27日の3日間に、愛知県豊田市と三重県大台町で開催され、三重県からは大台町立宮川小学校と名張市立薦原小学校が参加しました。

1 児童による活動発表

愛知県豊田市福祉センターホールでは、北は北海道、南は熊本まで、全国10校の児童たちによる森林体験活動の発表が行われました。

薦原小学校の6年生17名からは、学校林を活用した林業体験学習や、間伐した木を用いた木工体験などについて発表がありました。

また、宮川小学校の5年生17名からは、地域の方々の協力により、自然の豊かさや問題点を学ぶとともに、山の手入れの仕方から間伐した木材の販売まで、体験したことについて発表がありました。



活動発表の様子

2 森の健康診断

大台町の奥伊勢フォレストピア近くの山林において、「森の健康診断出前隊」の皆さんがリーダー、学校法人梅村学園 三重中学校・高等学校の生徒たちがサブリーダーを務め、人工林の状態を調べる「森の健康診断」を行いました。

児童たちは五感をつかって森を体感し、身近な道具を使って植生調査や樹高の計測を行い、森を観察する方法を学びました。



森の健康診断の体験

3 大杉谷自然学校での体験学習

大杉谷自然学校では、野外での夕食作りや五右衛門風呂焚きの体験を行いました。

夕食作りでは、薪を使って火を起し、木がエネルギーになることを実感し、宮川で採れたアユなど地域の食材をいただきました。風呂焚き体験では、薪割りから火おこし、その後の温度調節まで行いました。

4 体験活動を終えて

2泊3日の体験を終えて、児童たちからは「たくさんの学校の発表を聞いて、とても良い経験になった」「森の健康診断で学んだことを学校での活動にもつなげたい」「もっと自然の大切さをみんなに広げていきたい」といった声が聞かれました。

また、県を超えて、学校間での交流も深まり、別れを惜しむ姿が見られました。

今回の活動を通し、県外の小学校とも交流し、ともに森林環境教育に取り組むことで視野が広がり、今後の学びが深まることが期待されます。

Ⅶ 木で遊ぶニュースポーツ「クップ」の輪が広がっています

「クップ」はスウェーデン発祥の「木」で遊ぶニュースポーツです。

2021年の「三重とこわか国体」のデモンストレーションスポーツに選定されるなど、県内で「クップ」の取組が広がっています。

1 クップについて

クップは、バイキングが薪を投げて遊んだことが由来とされるスポーツで、現在ではルールが確立し、毎年世界大会が行われています。

クップの特徴は道具に木を使うことで、手に持って投げるバトン状の「カストピンナ」、スウェーデン語で「薪」を意味し、コートに設置して的とする「クップ」、最後に倒す的となる「キング」、コートを区画する「コーナーピンナ」の4つがあります。



イベントでのクップ体験（松阪市）

大まかなルールとしては、芝生など柔らかいフィールドに、**8m × 5m**のコートを作ります。次に、**6人**が**1チーム**となり、先攻チームがカストピンナを投げ、相手コートにクップを狙い、倒します（多く倒した方が勝ちとなります）。相手コートにあるクップをすべて倒したら最後にキングを倒します。

また、倒したクップで陣取りを行うなど戦略性も兼ね備えており、子どもから大人まで楽しめるスポーツです。

なお、クップはハイタッチ・スポーツとも呼ばれており、ナイスプレーがあった際

には、メンバーでハイタッチをする習慣があります。

2 三重とこわか国体のデモンストレーションスポーツに決定

2021年に開催される第76回国民体育大会（三重とこわか国体）のデモンストレーションスポーツに選定され、尾鷲ヒノキから作られたクップを用い、三重県立熊野古道センターを会場に開催される予定です。

なお、デモンストレーションスポーツとは、地域スポーツの振興、県民の健康増進・体力の向上等をはじめ、生涯スポーツの実現に寄与するという観点から、各世代で幅広く親しまれている、誰もが参加できるレクリエーションスポーツのことです。

3 広がるクップの輪と今後の取組

平成29年3月に、県内でクップの普及に取り組む「三重県クップ協会」が設立され、県内各地で行われているイベントで体験会を行っています。

また、平成30年3月には、県内初となる大会も行われています。

クップが木に触れて木に親しむ「木育」の取組としてふさわしいことから、県では平成30年3月に尾鷲市で「クップ普及指導員養成講習会」を開催しました。

今後も普及指導員の養成を進めるとともに、イベントや学校等における体験が進むことでクップの輪が広がり、スポーツを通じた木づかいが進むことが期待されます。



クップ普及指導員養成講習会の様子

Ⅷ 伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会が設立されました

伊勢志摩国立公園では、世界水準のナショナルパークとして、同公園が誇る美しい自然や豊かな歴史・文化等を資源とした誘客を促進するため、官民が一体となって、国内外への情報発信や快適な利用環境の整備、景観の保全に向けた取り組みを実施しています。このような中、平成30年2月、「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」が設立されました。

1 事業の概要伊勢志摩国立公園ステップアッププログラムの実現に向けた取組

伊勢志摩国立公園は、全国にある国立公園と比較して民有地の割合が96%と高いことから、人の営みの中で育まれた自然景観や文化などの地域資源が豊富にあり、地域資源を保全しながら活用する「エコツアー」が盛んに行われています。

また、インバウンドをはじめとする誘客に向けた取組をまとめた「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」の実現に向け、①上質な展望環境や快適な利用環境、②質の高い自然体験の提供、③人々の営みと自然が織りなす優れた景観の保全の3つの視点から、受け入れ環境の向上や観光コンテンツの向上、景観の保全、情報発信の強化などの取組を進めています。

2 伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会の設立

伊勢志摩国立公園ではエコツアーが盛んに行われていますが、それぞれの事業者が個々に自然体験活動を実施しており、地域全体の戦略が確立していないことが課題となっています。

また、高いポテンシャルを持つエコツーリズムの取り組みを地域全体で行うことは、より質の高い観光を実践することになります。

このため、エコツーリズムを地域の強みとして、国内を始め海外からの観光客を迎え、訪れる方とともに持続可能な地域づくりを行うことを目的に、伊勢志摩国立公園及びその周辺地域にかかる観光事業者、農林水産事業者、市町等を構成員として、平

成30年2月に「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」が設立されました。



伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会
設立総会

3 今後の取組

同協議会では、海外からの観光客に旅の目的地として伊勢志摩国立公園が選ばれることを目指し、地域全体でエコツーリズムの機運を醸成し、より多様な主体と連携しながら、地域産業として持続する取組などについて協議を進めていくこととしています。



エコツーリズムの人材育成

※エコツーリズムとは

地域ぐるみで自然環境や歴史文化など、地域固有の魅力を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全へとつなげていく仕組みのことです。

また、観光客に地域の資源を伝えることで、地域の方々が自分たちの資源の価値を再認識し、取組を通じて地域社会そのものが活性化されます。

Ⅷ 台風等による災害からの復旧を進めています

平成29年度は、台風や集中豪雨等により、県内においても林地や林道施設に多くの災害が発生しました。こうした災害に対し、県、市町では、治山事業や災害復旧事業等により、早期復旧に努めています。

1 治山・林道関係被害の状況

平成29年度は、6月20日の豪雨災害に始まり、8月7日～8日にかけての台風第5号災害、9月17日～18日にかけての台風第18号災害、10月21日～23日にかけての台風第21号災害と、県中南勢を中心に4回の災害が発生しました。

その内、6月の豪雨災害、9月の台風第18号災害、10月の台風第21号災害については、国から激甚災害に指定されています。特に台風第21号では、東紀州地域で最大24時間雨量 651 mm、最大時間雨量 88 mmを記録しています。

これらにより、県内で多くの林地荒廃が発生し、治山施設・林道施設についても多くの施設が被災しました。

治山・林道関係被害状況

災害名	治山関係		林道関係	
	箇所数	被害額 (千円)	箇所数	被害額 (千円)
6月豪雨 (6/20～6/21)	0	0	10	15,395
台風第5号 (8/7～8/8)	11	287,000	46	26,780
台風第18号 (9/17～9/18)	1	27,000	0	0
台風第21号 (10/21～10/23)	128	2,098,950	433	593,957
合計	140	2,412,950	489	636,132

2 災害復旧に向けて

林地荒廃等に対しては、県単治山事業等により、人家や公共施設に影響があるなどの緊急性の高い箇所を優先して復旧に努めるなど、災害の早期復旧に向け、関係市町、県が連携して取り組んでいます。

また、林道施設の災害については、施設管理者である市町において林道施設災害復旧事業等により早期復旧に努めています。



6月の豪雨による林道施設の被災状況（熊野市）



台風第21号による林地の被災状況（大紀町）



台風第21号による治山施設の被災状況（御浜町）



台風第21号による林道施設の被災状況（松阪市）

X 森林・林業のための技術開発～林業研究所の取組み～

林業研究所では、「木を植え、育て、利用し、また植える」という緑の循環を進めていくため、それぞれのステージに必要な研究・技術開発を行っています。

1 森林・林業の研究・技術開発

平成29年度には、コンテナ苗の生産技術の開発、早生樹種の育成技術の開発、梁桁利用に適した丸太の選別方法の開発などに取組みました。

(1) 特定母樹によるコンテナ苗の生産技術の開発

エリートツリーの中でも、特に成長や剛性、通直性が優れ、花粉の発生量が少ない系統が特定母樹として指定されており、この系統を用いて、コンテナによる育苗技術を開発しています。



コンテナ苗の育苗技術の開発

(2) センダンや外国マツ等早生樹種の育成技術の開発

センダンや外国マツ（スラッシュマツ、テーダマツ）等早生樹種による森林を造成するため、植栽適地や成長特性等を調査分析し、育成技術を開発しています。



外国マツ（テーダマツ）の育成技術の開発

(3) 梁桁用途に適したスギ平角材の丸太時点での選別方法の開発

低い含水率と高いヤング率が求められる梁桁利用に適した平角材を丸太段階で選別できる技術を開発しました。

2 研究所の一般公開や移動林業研究所の開催

日頃の研究成果や施設の概要を広く県民の皆様にご覧いただくため、研究所の一般公開を行いました（来場者約200名）。

これに合わせ、森林・林業を身近に感じていただけるよう、丸太切り体験やクッブ体験、ヒラタケの植菌体験、木のパズルづくりなどのイベントを実施しました。



研究所の一般公開（木のパズルづくり）

また、研究員が現地に出向いて講義する移動林業研究所をキノコの栽培方法や獣害対策の方法などをテーマに、県内各地で10回開催しました。



移動林業研究所（伊賀市）

このほか、平成31年4月に本格開講を予定している「みえ森林・林業アカデミー」の活動拠点としての準備を進めています。

※これらの研究成果の詳細は<http://www.pref.mie.lg.jp/ringi/hp/80904046324.htm>を参照してください。

第2章 実施状況

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標の達成状況】

指標	実績		目標	
	平成29年度		平成29年度	平成37年度
間伐実施面積 (H18からの累計)	83,686ha		95,200ha	140,000ha
〔平成29年度実績〕	〔3,669ha〕		〔5,600ha〕	

※目標値は2006年度(平成18年度)以降の間伐実施面積の累計としました。

【平成29年度評価】

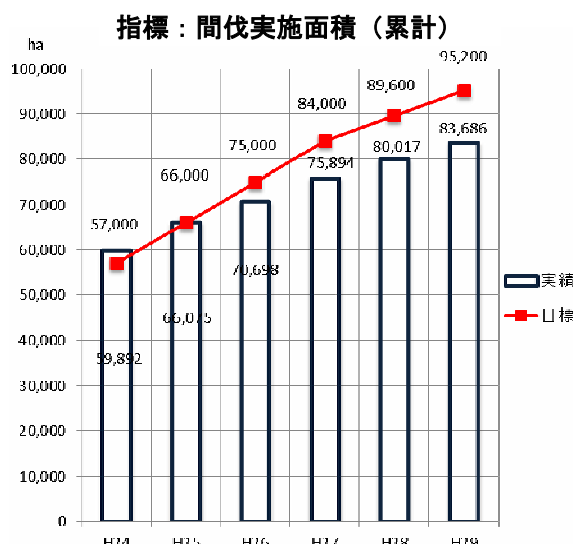
平成29年度は、造林事業や森林環境創造事業、治山事業やみえ森と緑の県民税を活用した事業などにより 3,669haの間伐等が実施されました。この結果、平成18年度からの間伐実施面積の累計は83,686haとなりましたが、目標としていた 95,200haを達成することはできませんでした。〔達成率87.9%〕

予算規模の伸びが見られない中で、平成24年度を境に、本格的に「伐捨間伐」から「搬出間伐」への転換が行われ、造林事業の事業単価が増加したこと等により、単年度当たりの間伐面積は、平成23年度以前と比較して大きく減少した状態が続いています。

平成29年度は、次世代木材生産・供給システム構築事業や合板・製材生産性強化対策事業など、合板工場等へ効率的に間伐材を供給するための非公共事業を活用して搬出間伐の推進に努めましたが、公共事業予算が減少傾向にあることなどから、平成29年度の単年度の実績値は目標の5,600haを下回り、平成18年度からの累計についても目標を下回る結果となっています。

平成30年度は、森林施業の集約化や路網整備、高性能林業機械の導入など、搬出間伐の効率化・低コスト化に継続して取り組み、間伐実施面積の確保に努めます。

また、平成31年度から森林経営管理法が施行され、条件不利地等で森林所有者が自ら管理ができない森林について、市町が委託（経営管理権の設定）を受けて整備を行う新たな制度がスタートすることから、各地域において円滑に制度が実施できるよう、市町や森林組合など、関係者と連携しながら体制の整備を進めます。



I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

1 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度の環境林整備は、森林環境創造事業及び環境林整備事業により、植栽2ha、間伐 507haを実施しています。

森林環境創造事業の平成13年度からの着手面積の累計は13,115haとなり、計画面積15,400haの 85.2%の進捗状況となっています。

なお、環境林における間伐は、森林環境創造事業等のほか、治山事業 114ha、

環境林整備のイメージ



間伐放置林



針広混交林

みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等 119ha、市町単独事業等その他 73ha、森林整備センター 405haを含め、計1,218haを実施しました。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度の実産林整備は、低コスト造林推進事業を含めた国補造林事業により、間伐及び保育間伐 774ha、植栽 93ha、下刈 200ha、枝打ち21haなど、また県単造林事業により、間伐及び保育間伐135ha、下刈 1ha、枝打ち1ha等を実施しました。



整備された生産林

生産林における間伐は、造林事業のほか、治山事業 400ha、次世代木材生産・供給システム構築事業等539ha、みえ森と緑の県民税を活用した災害緩衝林整備事業等189ha、市町単独事業等その他 413haを含め、計2,450haを実施しました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



搬出間伐の実施状況



赤羽県行造林(紀北町)

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、県内 14市町 33ヶ所で地上権設定した県行造林地のうち、NPOと森林整備について協定を締結した、鈴鹿市内の椿県行造林で間伐を実施しました。

県行造林種類別契約状況（平成30年3月末現在）

県行造林の種類	契約件数	面積 (ha)	契約期間	分収率 (県:所有者)
模範林	12	1,018.28	M39~H75	9:1,5:5,6:4
大札記念林	5	481.65	S5~H72	5:5,6:4
紀元2600年記念林	10	622.98	S20~H85	5:5
講和記念林	8	425.77	S28~H58	5:5
皇太子殿下御成婚記念林	5	180.45	S37~H88	6:4
県庁舎落成記念林	7	340.35	S41~H87	6:4
県政100年記念林	3	342.50	S52~H72	6:4
計	50	3,408.95		

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度を適正に運用することにより、森林の適正な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

【平成29年度の取組】

平成29年度には、県内の保安林指定面積は203ha増加し、平成29年度末現在、県内の森林面積の約 34% にあたる 125,404haの森林が保安林に指定されています。

また、林地開発については、平成29年度に6件38haの申請を許可しています。

三重県における保安林の指定状況

区分	面積(ha)	比率
水源かん養	80,288	59.1%
土砂流出防備	42,581	31.3%
土砂崩壊防備	170	0.1%
防風	173	0.1%
潮害防備	6	0.0%
干害防備	20	0.0%
防火	13	0.0%
魚つき	637	0.5%
落石防止	25	0.0%
航行目標	6	0.0%
保健	※11,932	8.8%
風致	79	0.1%
計	125,404	100.0%

※保健保安林は、兼種10,527haを含む。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



土砂流出防備保安林（津市）



防風保安林（鳥羽市）



魚つき保安林（鳥羽市）

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

【平成29年度の取組】

山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を山地災害危険地として地域防災計画に掲載し、異常気象時における適切な対応を図るための情報として提供しています。

平成29年度末現在、山腹崩壊危険地区 **2,031**地区、地すべり危険地区 **13**地区、崩壊土砂流出危険地区 **2,023**地区となっています。なお、平成29年度末でのこれらの山地災害危険地における治山事業の着手率は**52.7%**となりました。

平成29年度の主な取組として、山地災害が発生した地域等において、山腹崩壊地や荒廃溪流を復旧整備し、災害の防止軽減を図る治山事業を実施するとともに、機能が低位な保安林を対象とし、その健全な成長を促進させるための本数調整伐（間伐）**514ha**を実施しました。



治山事業 復旧状況（紀北町）

また、みえ森と緑の県民税を活用した災害に強い森林づくり推進事業では、災害緩衝林整備事業として、**12**市町**20**箇所において、流木となる恐れのある危険木 **3,432m³**の除去と、溪流沿いの山腹で、土砂や流木の流出を抑止するための調整伐**144ha**を実施しました。

さらに、土砂・立木緊急除去事業では、**5**市町 **5**箇所において、崩壊土砂流出危険地区内の治山施設などに異常に堆積して流出する恐れのある土砂**16,309m³**と、**148m³**の流木の除去を行いました。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



災害緩衝林の整備【整備前】（津市）



災害緩衝林の整備【整備後】（津市）

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度の野生鳥獣による林業被害額は1億8,900万円で、ニホンジカによるスギ・ヒノキへの食害、剥皮被害が約93%を占めています。このため、植林地への防除対策として、防護柵やチューブ等の設置を支援しており、平成29年度は、新植地等に防護柵 41,136 m が設置されました。（造林事業：37,604 m、特別天然記念物カモシカ食害対策事業：3,532 m）



植栽地への防護柵の設置（松阪市）

また、ニホンジカによる農林業被害と生態系への影響の軽減を図るため、第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）に基づき、平成24年度から、ニホンジカの狩猟期間における捕獲頭数等の制限緩和を実施して捕獲圧を上げています。

なお、平成29年度の狩猟登録者数は3,246人で、狩猟者の高齢化により登録者数は減少しています。

一方、ニホンジカによる森林被害が深刻な地域において、被害対策を推進するため、県内の各関係機関が連携し、平成28年12月に設立した、三重県森林被害緊急対策協議会において、緊急捕獲の実施方法や捕獲強化のための行動把握等について検討を行い、平成29年度は、松阪市の新植地周辺において160頭の捕獲を実施しました。

林業研究所では、集落の後背山林に生息するニホンジカに対し、集落周辺でのICTを活用した集中捕獲と後背山林でのくくり罠による捕獲との併用による捕獲システムの効果の検証を行いました。

また、罠に対するシカの警戒心を高めることのないよう、通信カメラで餌の消失状況や出没状況を遠隔監視しながら、簡易センサー付き囲い罠で捕獲することで、低コストで効率的にシカを捕獲できることを実証しています。

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮



くくり罠で捕獲したニホンジカ



画像通信可能な自動撮影カメラによる遠隔監視



簡易センサー付き囲い罠による大量捕獲

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、松くい虫防除対策として薬剤散布による予防措置を8.5 ha、被害木を伐倒処理する駆除措置を3.2 m³実施しました。

さらに、近年、カシノナガキクイムシによる広葉樹の枯損などの被害が発生しているため、ヘリコプターによる県内の被害状況調査を実施しました。

また、山火事予防運動の一環としてポスター掲示などを行い、林野火災の予防の啓発を図りました。

松くい虫被害及び林野火災発生状況

区分	松くい虫		林野火災	
	面積(ha)	材積(m ³)	件数	面積(ha)
平成24年度	954	2,840	21	1
平成25年度	823	2,528	48	2
平成26年度	758	2,572	46	2
平成27年度	668	2,189	17	0
平成28年度	654	2,218	20	3
平成29年度	607	2,089	25	2

I 基本方針1 森林の多面的機能の発揮

2 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニング等により重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。

また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、尾鷲熊野森林計画区における地域森林計画を樹立するとともに、平成30年度の南伊勢森林計画区における地域森林計画の樹立に向けて調査を実施しました。

平成30年度以降に地域森林計画を樹立する森林計画区

区分	森林計画区名	対象市町
平成30年度	南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
平成32年度	北伊勢	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
平成33年度	伊賀	伊賀市、名張市
平成34年度	尾鷲熊野	尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

(2) 森林資源データの整備と情報提供

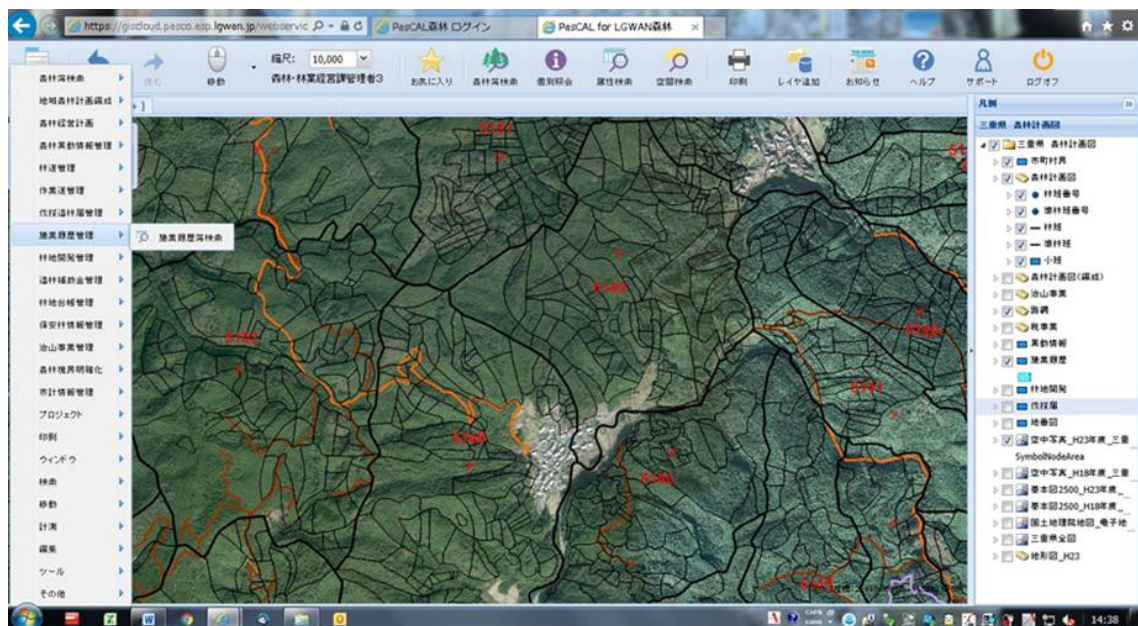
森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、森林資源情報の整備を進めるとともに、森林施業の集約化に取り組む林業事業体に、森林資源情報を提供しました。

また、平成29年4月より、市町や林業事業体等とのデータ共有など、より効果的な森林資源情報の活用が可能となる、クラウド型の森林GISを新たに導入し、市町等への普及を行いました。

さらに、平成30年度末までに林地台帳を整備するため、市町に対し森林所有者や森林資源情報等の提供を行うとともに、森林GISの機能拡充など、林地台帳システムの整備を支援しました。



新たに導入したクラウド型の森林GIS

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成29年度の取組】

センダンや外国マツ（スラッシュマツ、テーダマツ）等の早生樹種を造林して早期に公益的機能を回復させることが期待されています。

しかし、県内では早生樹種の育成事例はほとんど無いことから、平成29年度は、それらの造林樹種としての適性（植栽適地、成長特性）を明らかにするとともに、育成技術の開発に取り組みました。これまでの調査で、外国マツの場合、どのような地位であっても適切な密度管理により、早期に大径木を育成できる可能性があることがわかりました。

これに伴い下層空間を創出し、下層木の侵入を促すことが可能となり、林分構造が発達した森林を早期に育成する施業技術としても期待できます。



52～54年生の外国マツ
(平均樹高20m～30m、胸高直径40cm～55cm)



外国マツの育成技術の研究

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成29年度	目標	
		平成29年度	平成37年度
県産材(スギ・ヒノキ) 素材生産量	323,000m ³	387,000m ³	498,000m ³

※実績値は木材需給報告書等から県が調査した

【平成29年度評価】

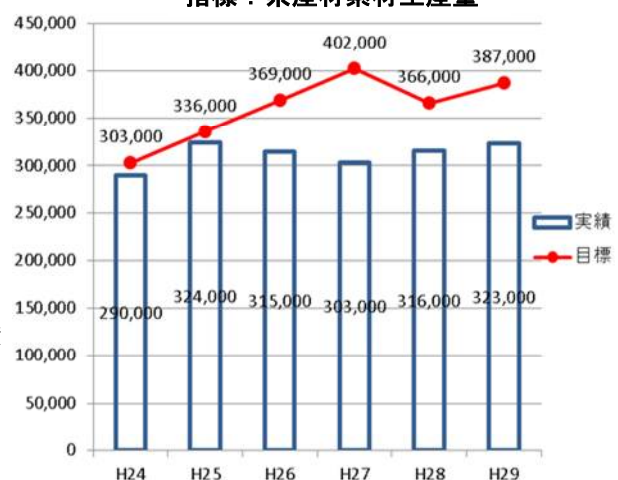
平成29年度は、利用期を迎えた森林資源の循環利用を図るため、低コスト造林（低密度植栽）の普及による主伐の促進や、路網整備や高性能林業機械の導入への支援等による搬出間伐の促進に向けた取組を進めました。また、県産材の需要拡大を図るため「三重の木」等をPRする取組等への支援や、林業・木材産業事業者のネットワーク化に向けた交流会の開催などを行いました。

これらの取組により「県産材の素材生産量」の実績は昨年度より増加し、**323千m³**となりましたが、目標である**387千m³**を下回っています。木材の用途別の生産量では、建築用材となる製材用が**202千m³**で前年比**107%**と増加しましたが、木質バイオマス燃料用は**91千m³**で前年比**97%**と減少しています。なお、製材用材の生産量は、平成29年度は増加に転じましたが、近年は減少傾向にあり、平成24年度との比較では約**85%**と大きく減少しています。

平成29年度は県内に新たに1基の木質バイオマス発電所が稼働し、木質バイオマス燃料など価格の安いC材の需要は増加しているものの、価格の高い建築用材等A材の需要を獲得できていないことや、木材価格の長期に渡る低迷等により、森林所有者の伐採意欲の向上につながっていないことが、県産材素材生産量が伸びない要因と考えられます。

平成30年度は、素材生産量の増大に向け、引き続き、主伐・再造林の一貫作業システムなど、低コスト造林技術の普及や、路網整備、高性能林業機械の導入等による生産性の向上に取り組めます。また、平成30年3月に多気町で大型合板工場が操業を開始するなど、拡大するB材需要に対応するため、合板工場や木材市場、素材生産業者等による協議会を設置し、情報の共有や課題の把握を行い、原木の安定供給体制の構築に努めます。さらに、A材の需要拡大に向け、非住宅分野や輸出など、新たな販路開拓に努めるとともに、川上から川下までの関係者の連携によるサプライチェーンの構築に取り組めます。

指標：県産材素材生産量



Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

1 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

【平成29年度の取組】

森林経営計画制度のさらなる普及・定着を図るため、林業普及指導員が主体となり、森林所有者や林業事業体に指導を行いました。また、境界の明確化や森林所有者等の合意形成を促進し、施業の集約化に取り組みました。

この結果、平成29年度末時点での森林経営計画の作成面積は54,462haとなりました。

森林経営計画の作成面積

管内	作成面積(ha)			計
	林班計画	区域計画	属人計画	
四日市	1,139	326	412	1,877
津	736	2,003	1,217	3,956
松阪	5,494※	4,698	7,816	17,901
伊勢	2,494※	469	6,939	9,869
伊賀	650	1,832	302	2,784
尾鷲	1,160	4,511	6,478	12,149
熊野	1,287※	422	4,260	5,926
計	12,930	14,261	27,424	54,462

※ 区域計画又は属人計画との重複があるため、面積の合計は合致しません。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や、高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

あわせて、木材直送などによる原木流

通の効率化や低コスト化により、全国的な製材工場等の大型化や木質バイオマス需要等に対応できる、県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

【平成29年度の取組】

平成29年度は林道事業により、林道開設12路線14工区の整備を実施しました。



林道開設 鶴ガ坂線（度会町）

また、平成28年9月の台風16号等により被災した林道施設の復旧を支援しました。



林道三和片川線 被災状況（熊野市）



林道三和片川線 復旧状況（熊野市）

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

さらに、森林整備加速化・林業再生基金事業等により、森林作業道等10,053mの開設、高性能林業機械4台の導入を支援することで、搬出コストの低減を促進しました。



森林作業道の開設（大台町）



高性能林業機械の導入
（ロングリーチハーベスタ：大紀町）

路網整備及び高性能林業機械の導入実績

事業区分	事業量
林内路網整備	10,053m
高性能林業機械	4台

（3）木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、競争力のある良質な木材を市場に供給し、木材産業の振興を図ります。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、合板・製材生産性強化対策事業等により、プレカット加工施設の整備や、B材の需要拡大に向けた大型合板工場の整備などを支援しました。

また、C材の利用を促進するため、森林整備加速化・林業再生基金事業により、木質チップ加工施設の整備を支援しました。



木材加工流通施設（自動選別機）の整備（伊賀市）

木材の流通・加工施設等の整備実績

事業区分	事業量
木材加工流通施設等整備	3施設
木質バイオマス利用施設等整備	1施設

（4）特用林産の振興

安全で安心な県産きのこなどの特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためのイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度三重県栄養改善大会「みえの食フォーラム」において、三重のハタケシメジの試食品及びパネル展示によるPRを実施し、ハタケシメジの利用拡大に向けた普及啓発を行いました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



三重県栄養改善大会「みえの食フォーラム」

林業研究所では、食嗜好の変化や健康への高まりなどに対応するため、自然栽培可能な新しいきのことして、ウスヒラタケ、ハナビラタケ、ササクレヒトヨタケについて、林地や育苗ハウス等既存の施設等を利用した栽培技術の開発を行っています。



ササクレヒトヨタケの自然栽培技術の開発

また、施設栽培きのこの価格低迷により採算性が悪化していることから、施設の回転率を向上させて生産量を増やし、経営環境を改善するため、培養期間が短く商品性の高い新しいきのことして有望な、ヤマブシタケ、ブラウン系エノキタケについて、スギやカラマツ、広葉樹のオガ粉や栄養体の混合割合を変えて、菌糸伸長量等を調査し、短期培養に最適な菌床の開発に取り組んでいます。



ヤマブシタケの短期栽培に最適な菌床の開発

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

【平成29年度の取組】

林業研究所では、高性能林業機械等の通行や作業の安全性を確保するため、壊れにくい森林作業道が作設できるよう、花崗岩質地帯など県内5つの表層地質毎に、路体支持力の調査分析を行っています。



森林作業道の路体支持力の調査

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

2 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業体等の育成強化を図ります。

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、森林施業プランナー、高性能林業機械オペレーター等の人材育成を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、高校生を対象として、林業への就業意識を育み、就業を促進するため、林業職場体験研修を6校で実施したほか、公益財団法人 三重県農林水産支援センターと連携して就業希望者と事業体とのマッチングを目的に就業・就職フェアを開催しました。

また、就業年数の浅い就業者を対象として、基本的な知識を習得する研修の実施を支援したほか、キャリアアップを望む就業者を対象として、林業架線作業主任者の資格を取得するための試験準備講習会を開催しました。



林業職場体験研修

新規林業就業者数の過去10年間の推移

区分	人数
平成20年度	59
平成21年度	63
平成22年度	84
平成23年度	41
平成24年度	42
平成25年度	41
平成26年度	40
平成27年度	41
平成28年度	49
平成29年度	36

さらに、「木の駅プロジェクト」の取組等と連携して主体的に間伐等を行う林家等を育成し、自伐型林業を促進するため、自伐林家を対象とした搬出技術やチェーンソー整備等の研修を行いました。



自伐林家向けの搬出技術研修会

これらに加え、森林についての基礎知識やチェーンソーの操作方法等を学ぶ「林業体験コース」と林業事業体等に勤務されている方で、将来的に組織の中核となって、業界や地域のリーダーとして活躍したいという方を対象とした「林業リーダーコース」の2つのコースを設定した林業講座「もりびと塾2017」を開講し、林業体験コースに14名、林業リーダーコースに10名が参加するなど、林業人材の育成・確保に取り組みました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



もりびと塾2017「林業体験コース」の開催



もりびと塾2017「林業リーダーコース」の開催

新たな林業人材育成機関である「みえ森林・林業アカデミー」について、林業関係事業者、市町等を対象とした意見交換会を県内各地で実施し、要望等の把握に努めました。

また、オール三重での講義・実習体制の構築に向け、アカデミーの運営支援等を目的とする連携組織の設立準備委員会を立ち上げ、平成30年10月のプレ開講、平成31年4月の本格開講に向けた準備を進めました。

林業労働災害防止については、作業現場への巡回指導や安全衛生指導員研修会を開催し、事故防止の啓発を行いました。

なお、平成29年は、本県で死亡災害が1件発生しました。また、休業4日以上 の被災者数は36名で、平成28年に比較して18名減少しています。

過去10年間の林業労働災害の状況

区分	被災者数(人)	うち死亡(人)
平成20年	82	3
平成21年	102	1
平成22年	106	1
平成23年	74	0
平成24年	70	2
平成25年	47	2
平成26年	44	0
平成27年	36	0
平成28年	54	3
平成29年	36	1

(2) 林業経営体、林業事業者の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等による経営の改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画に基づく計画的な施業の実施や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業者の育成・確保を進めます。

【平成29年度の取組】

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき事業者が樹立する、労働環境の改善や事業の合理化などを図るための「改善計画」について、新たに1事業者の認定を行いました。平成29年度末現在、47の事業者が知事による「改善計画」の認定を受けています。

また、平成31年4月から施行される「森林経営管理法」を見据え、林業経営の集積・集約化の受け皿となりうる「意欲と能力のある林業経営体」を確保することが重要であることから、「意欲と能力のある林業経営体」へと育成を図る林業経営体として、46経営体を選定しました。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、集落周辺において山地災害防止に必要な施設や森林の整備を実施しました。



治山事業の実施(南伊勢町)



治山事業の実施(津市)

3 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、原木の輸出や住宅以外の木材利用など、新たな県産材製品等の需要拡大に取り組みます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした販路拡大につなげるため、新たな木材製品の商品開発への支援を行うとともに、木材関係団体等と連携して、大手建設事業者等への訪問活動や首都圏における建築・建材関係の展示会に出展し、県産森林認証材等のPRを行いました。



首都圏イベント(建築建材展2018)

海外への販路については、付加価値の高い木材製品の輸出に向け、韓国で開催された見本市「KOREA BUILD 2018」に出展し、ヒノキ内装材等のPRを行いました。

また、木材関係者等に対して、新たな建築資材であるCLTに関する研修会を開催するなど、新たな需要の創出に向けた情報発信に努めました。



KOREA BUILD 2018 (韓国)

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や、森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供等を行います。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、県産材を積極的に使うことが三重県の森林を守ることにつながることを県民に理解してもらうため、「みえ子ども森の学びサミット」など県内で開催される各種イベントにおいて、森林づくりや県産材利用について普及啓発を行いました。



みえ子ども森の学びサミット (松阪市)

(3) 信頼される県産材の供給の促進

品質が明確な「三重の木」や「あかね材」の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、品質・規格が明確な「三重の木」認証材等、良質な県産材の普及を促進するためのリーフレットを作成し、イベント等で活用するなど、建築・建材関係事業者等に対して、県産材の活用をアピールしました。

また、建築関係者や木材関係者が参加する研修会において、県内の木材製品等の紹介を行いました。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により「三重の木」住宅等の普及、販路拡大を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、「三重の木」認証事業者等の複数の事業者が連携して森林や製材工場の見学ツアー、住宅見学会などを行う7取組に支援し、消費者に「三重の木」に関する理解を深めていただくとともに、県内の建築士等と連携し、大型ショッピングセンター等においてPRを行うなど、一般住宅における「三重の木」認証材等の利用推進を図りました。

「三重の木」認証材出荷量

年度	出荷量 (m ³)
平成20年度	8,740
平成21年度	8,668
平成22年度	9,154
平成23年度	9,802
平成24年度	12,596
平成25年度	17,154
平成26年度	17,923
平成27年度	24,924
平成28年度	22,709

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



大型ショッピングセンターでの
県産材住宅のPR（いなべ市）

また、木材の利用側と供給側のマッチングを図り、県産材の新たな流れを作るため、木造住宅建築に関わる川上（素材生産等）から、川中（製材・流通）、川下（建築設計）に至る幅広い関係者による交流会を開催し、A材（建築用材等）のサプライチェーンの構築に努めました。

（5）公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づき、県有施設の木造・木質化を積極的に進めるとともに、市町等が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、三重県県産材利用推進本部において、県有施設の木造・木質化に向けた取組を進めるとともに、公共建築物等の木造・木質化を推進するため、市町や木材関係者を対象に、公共施設木造・木質化研修会を開催しました。

また、県産材を使用した木造公共施設等を掲載した「県産材利用事例集」を作成し、市町や私立幼稚園・保育園に配布して、県産材の利用を働きかけるとも

に、個別訪問により木造・木質化のPRを行いました。

公共建築物等における県産材の利用実績は、三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場（伊勢市）や松阪あゆみ特別支援学校（松阪市）など県が整備する7施設において149m³、NOBENOこども園（津市）や尾鷲第四保育園など市町等が整備する23施設において614m³の県産材が利用されました。



三重交通Gスポーツの杜伊勢陸上競技場（伊勢市）



松阪あゆみ特別支援学校（松阪市）



志摩市立東海小学校（志摩市）

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



NOBENOこども園（津市）



NOBENOこども園（津市）



尾鷲第四保育園（尾鷲市）



木曾岬町複合型施設（木曾岬町）

また、県の公共土木工事において間伐材の利用促進を進め、治山、林道工事で2,559m³の間伐材を使用しました。



公共工事等の利用事例 木製土留工（松阪市）



公共工事等の利用事例 木製土留工（津市）



公共工事等の利用事例 間伐材型枠（津市）

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



公共工事等の利用事例 間伐材型枠（四日市市）



木質チップ加工施設の整備（伊賀市）

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電所が松阪市で新たに1基稼働しました。

県内で4箇所の木質バイオマス発電所が稼働する中で、木質バイオマスを供給する事業者の高性能林業機械の導入や、枝葉等を現地土場等でチップ化し、効率的に運搬する取組への支援に加え、新たな木質チップ加工施設の整備に支援を行うなど、木質バイオマスの安定供給体制づくりを進めました。



移動式チップパーの導入（伊賀市）



チップ集積機械の導入（伊賀市）



バイオマスパワーテクノロジーズ
松阪木質バイオマス発電所（松阪市）

また、間伐材などの未利用材等を木質バイオマスに有効活用するため、市町や森林組合、NPOなどと連携して「木の駅プロジェクト」の取組を推進しました。

その結果、平成29年度は、県内8地域において「木の駅プロジェクト」の取組が行われています。

Ⅱ 基本方針2 林業の持続的発展



木の駅での集荷状況（松阪市）

（7）新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

【平成29年度の取組】

林業研究所では、低い初期含水率と高いヤング率が求められる、梁桁利用に適した平角用の原木を丸太段階で選別できる技術を開発しました。

この技術は、製材前の丸太の密度やヤング率等から製材後の梁桁の含水率とヤング率を推定するもので、ほかにも、用途に応じた製材品の原木を選択することが可能となります。



打撃法によりヤング率等を推定

また、耐震等級の高い住宅において、無垢のまま住宅の床に県産材が使用できるよう、スギ厚板（厚さ30mm、幅210mm）を用いて、厚板同士を緊結するネジ本数や間隔等の組み合わせにより、耐震性能を併せ持つ、スギ厚板張り耐力床を開発しました。



開発したスギ厚板張り床面

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績	目標	
	平成29年度	平成29年度	平成37年度
森林文化・森林環境教育指導者数	688人	680人	800人
同活動回数	2,233回	2,200回	3,000回

※数値は県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

【平成29年度評価】

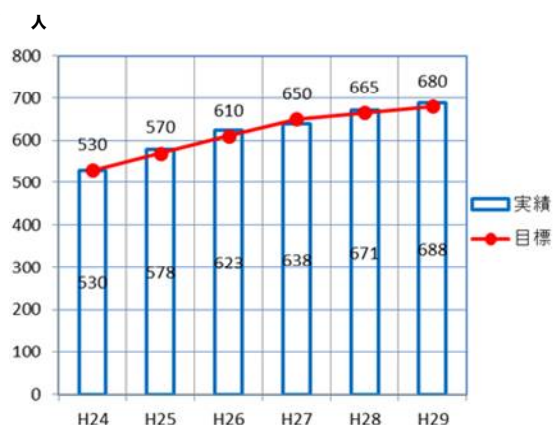
平成29年度は、地域で行う森林環境教育・木育や森づくり活動の促進を図るため、津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、市町や学校、森林環境教育指導者等からの森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談に随時対応し、活動のコーディネートや森林環境教育・木育に関する情報収集と発信、普及啓発を行いました。

森林環境教育指導者や森づくり活動者などを対象に、レベルに応じた段階的な研修会等を開催した結果、森林文化・森林環境教育の指導者数は、688人となり、目標の680人を上回りました。

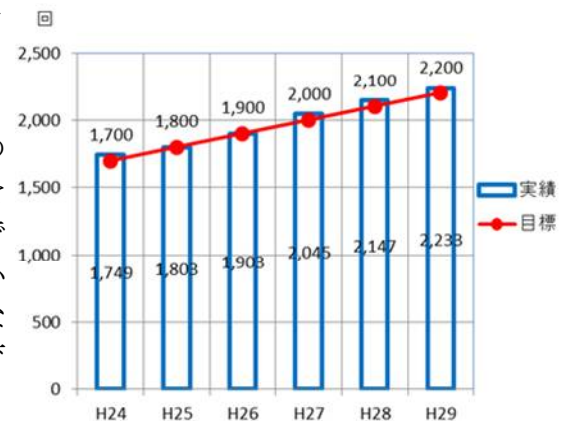
「三重県民の森」や「上野森林公園」での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した市町交付金事業による学校や地域での森林環境教育の取組、また、未就学児や小学校低学年の児童を対象とした木育の取組など、様々な取組を行った結果、森林環境教育等の指導者の活動回数は2,233回となり、目標の2,200回を上回りました。

平成30年度も「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、学校や市町等からの森林環境教育や木育にかかる各種相談対応や活動のコーディネートをさらに進めるとともに、三重県環境学習情報センターをはじめとする関係機関と連携して、森林環境教育や木育活動のネットワークの構築を図ります。

指標：森林文化・森林環境教育指導者数



指標：森林文化・森林環境教育活動回数



Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

1 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや、魅力ある地域づくりの取組を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、みえ森と緑の県民税を活用して、小中学生を対象とした「こども森の写真教室」を開催するとともに、「第4回みえの森フォトコンテスト」では、子ども達から98作品の応募があり、優秀作品は県公共施設やショッピングセンターなど県内各地で展示を行いました。



小学生以下の部 最優秀賞「かいじゅう」



中学生以上の部 最優秀賞「雪景色」

平成29年3月に、尾鷲林政推進協議会が申請した「急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業」が「日本農業遺産」に認定され、江戸期代から約400年にわたり「尾鷲ヒノキ林業」として脈々と引き継がれてきた、人と森林の営みが改めて評価されました。平成29年8月には、伝統的な農林水産システム及び、それらが育む伝統文化や美しい景観などを後世に継承しつつ、地域の活性化につなげていくためにはどうすべきかを学び考えるため、記念シンポジウムを開催しました。



日本農業遺産認定記念シンポジウム（津市）

平成30年3月に、伊勢志摩国立公園を世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化する取組の一環として、伊勢志摩国立公園横山園地の展望台がリニューアルされました。平成30年8月には、アクセス道路や歩道、カフェテラスなどがオープンする予定であり、今後は伊勢志摩国立公園の重要な利用拠点に位置づ

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

け、魅力ある自然公園づくりに向けた取組を推進していきます。



新しくなった伊勢志摩国立公園
横山園地から望む英虞湾の景観

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、鳥羽市と連携して「真珠のように輝く植樹祭」を開催しました。会場では、広葉樹苗木64本を公募で参加した県民85人が植樹したほか、鳥羽の森林を満喫できる3つのツアーや三重の木材と触れあえるクラフト作りや木工体験などに約800名が参加しました。



「真珠のように輝く植樹祭」ミニツアー（鳥羽市）



「真珠のように輝く植樹祭」一般植樹（鳥羽市）



「真珠のように輝く植樹祭」記念植樹（鳥羽市）

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

【平成29年度の取組】

平成15年度から、団体等による地域の自然を守り育てる活動を促進するために、自然観察会などを行っている団体の活動を認証する「みんなで自然を守る活動認証制度」と、里山の管理作業などの活動を行っている団体の活動計画を認定する「里地里山保全活動計画認定制度」を設けています。

平成29年度は、「みんなで自然を守る活動認証制度」における新たな認証や、「里地里山保全活動計画認定制度」における活動計画の認定はありませんでした。

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

平成29年度末現在、みんなで自然を守る認証団体数は7団体、里地里山保全活動計画認定団体数は38団体となっています。

なお、里山林の保全管理や資源利用する活動団体に支援を行う「森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業」では、17の活動団体が約54haの森林整備や竹林整備、88回の森林体験学習等を実施しました。



里山林の保全活動（竹林整備：津市）

また、暮らしに身近な森林づくりを推進するため、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用して、伊賀市の「みんなの里山整備活動支援事業」など、7市町で里山や竹林の整備が行われました。



みんなの里山整備活動支援事業（伊賀市）

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会により、緑地等適正管理事業として、日本樹木医会三重県支部の協力を得て、市町等の要請に応じ、伊勢市御菌町の臥竜梅や松阪市松阪公園のクロマツなど10市町（24箇所）での学校、公共広場等の樹木の健康診断や管理指導等を行いました。



樹木（スダジイ）の健康診断（津市）

【みんなで自然を守る認証団体・里地里山保全活動計画認定団体数の推移】

区分	H15～23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	計
認証数	7	0	0	0	0	0	0	7
認定数	35	1	1	0	1	0	0	38

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

2 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの、森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

【平成29年度の取組】

県政だよりや新聞などにより啓発を行うとともに、ホームページやFacebookページ「みんなで支える三重の森林づくり」により、森林・自然、木に関する情報提供を行いました。

また、ニュースレター「みんなで支える森林づくりニュース」（年4回）や「みえの森メールマガジン」（年12回）を発行しました。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

【平成29年度の取組】

「三重県民の森」及び「上野森林公園」では、ボランティア「モリメイト」の協力を得ながら園内の森林の手入れなどを進めるとともに、平成29年度は、三重県民の森で121回、上野森林公園で246回自然観察会等を開催したほか、各種研修会などに活用されています。



竹の水鉄砲づくり（三重県民の森）



藍の生葉染め体験（三重県民の森）



バッタ観察会（三重県民の森）



てくてく探検隊（上野森林公園）

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



ススキでほうきづくり（上野森林公園）



冬の昆虫観察会（上野森林公園）

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の教育等を進めます。

【平成29年度の取組】

平成28年4月に津市白山町の林業研究所内に設置した「みえ森づくりサポートセンター」において、森林環境教育・木育や森づくり活動に関する相談対応、森林環境教育活動のコーディネート、出前授業、指導者の育成（指導者養成講座の開催）などを行っています。

平成29年度は、みえ森と緑の県民税を活用して、小学校5年生を対象とした森林環境教育副読本「三重の森林とわたしたちの暮らし」を作成し、県内の小学校へ配布したほか、学校における森林環境教育・木育の取組をまとめた事例集を作成しました。

また、森林環境教育の指導者を育成するための講座を13回開催するとともに、県内の小学校など15校で、森林環境教育の活動支援（出前授業）を行いました。



森林環境教育指導者養成講座（技術編）



森林環境教育指導者養成講座（技術編）



森林環境教育指導者養成講座（知識編）

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



森林環境教育の活動支援（鈴鹿市加佐登小学校）



森林環境教育の活動支援（鈴鹿市加佐登小学校）



森林環境教育の活動支援（津町芸濃小学校）



森林環境教育の活動支援（津町芸濃小学校）

さらに、市町においても、みえ森と緑の県民税市町交付金を活用した「森と緑の生涯学習事業」（鈴鹿市）や「伊賀の森っこ育成推進事業」（伊賀市）など12市町で小学生や住民を対象とした森林・林業について学習や体験できる取組が実施されました。



森と緑の生涯学習事業（鈴鹿市）

県では、多くの県民に楽しみながら森林や自然に対する理解や関心を高めてもらうため、12月3日（日）にみえこどもの城（松阪市）で「みえ子ども森の学びサミット」を開催しました。



みえ子ども森の学びサミット（松阪市）



みえ子ども森の学びサミット（松阪市）

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

また、大台町で「学校の森・子どもサミット」が開催され、全国から集まった小学生約60人が、大杉谷自然学校での野外活動や身近な道具を使って森林の状態を観察する「森の健康診断」などに取り組み、森林での体験学習について発表を行いました。

このように、子どもたちの「生きる力」を育む森林環境教育の輪が広がっています。



学校の森・子どもサミット（愛知県豊田市）



学校の森・子どもサミット（大台町）



学校の森・子どもサミット（大台町）

県では、「木育」の取組を広く展開するため、県内で製作されている木製玩具を「ミエトイ」と位置付けています。

それらを体験できる場として、県内のイベントなどに出展する「ミエトイ・キャラバン」を22回実施するとともに、遊具等を運搬する車両として、県内の高校生のデザインによりラッピングされた「木育バス」の運行を開始しました。

また、三重の木のパールプール「もりぼーる」など、木製遊具の貸出を行いました。



ミエトイ・キャラバン（東員町）



ミエトイ・キャラバン（津市）



ミエトイ・キャラバン（松阪市）

Ⅲ 基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興



「木育バス」とデザインした 県立飯野高等学校
応用デザイン科CGコースの生徒のみなさん



ミエトイ・キャラバン（木育バス）

森林環境教育指導者育成及び森林環境教育活動
支援の実施状況

区分	内容・実施校	
指導者育成 講座	森林環境教育 基礎研修	計10回 (知識編1回、技術 編1回、実践編7 回、木育編1回)
	森のせんせい スキルアップ研修	計3回
森林環境教育 の活動支援 (出前授業) 13校	県立飯野高等学校（鈴鹿市）	
	津市立一身田中学校	
	津市立北立誠小学校	
	川越町おひさま児童館	
	大安中央児童センター（いなべ市）	
	放課後児童クラブレインボー駅前 （桑名市）	
	長島中部学童保育所レインボー （桑名市）	
	松阪市立柿野小学校	
	津市立南が丘中学校	
	鈴鹿市立椿小学校	
	津市立南立誠小学校	
	津市立楯形小学校	
	玉城町立有田小学校	
くまのっ子学童クラブ（熊野市）		
みはまっ子学童クラブ（熊野市）		

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標の達成状況】

指標	実績 平成29年度	目標	
		平成29年度	平成37年度
森林づくりへの参加者数	33,005人	32,000人	40,000人

* 数値は、県民、NPO、企業などさまざまな主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

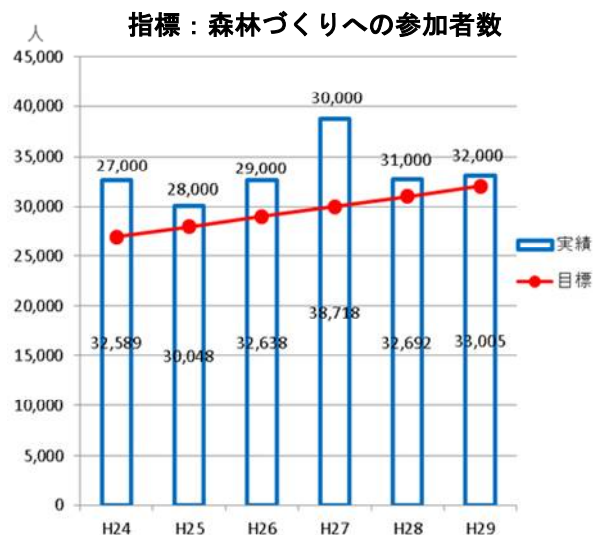
【平成29年度評価】

平成29年度は、公益社団法人 三重県緑化推進協会等の関係団体や企業等と連携し、鳥羽市において県民参加の植樹祭を開催したほか、「三重県民の森」や「上野森林公園」での自然観察会等の開催、企業と森林所有者とのマッチングサポートによる「企業の森」活動の推進に取り組んだ結果、「森林づくりへの参加者数」は**33,005人**となり、目標の**32,000人**を上回りました。

「企業の森」においては、新たに4件の協定を締結し、合計で**47件**、**212.6ha**となりました。多くの「企業の森」では、社員やその家族、地元自治体や住民等も参加して森林保全活動等が実施されるなど、森林づくり参加者数は着実に増加しています。

こうした取り組みをさらに進めていくため、ホームページやFacebook、ニュースレター「みんなで支える森林づくりニュース」等のさまざまなツールを活用した情報発信や、イベント等での普及・啓発を行う必要があります。

平成30年度は、森林づくりへの県民参画を進めるため、森林づくりへの理解を深めるためのイベントの開催や県民参加の植樹祭を市町、関係団体等が連携して開催します。また、森林づくりに取り組みたいと考えている企業等への必要な情報提供・技術支援や森林ボランティアへの技術・安全研修を実施するなど、多様な主体による森林づくりを支援します。さらに、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、学校や地域での活動を支援することで、森林づくりへの県民参画を推進していきます。



IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

1 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを進めます。

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、新たに4箇所で「企業の森」協定が締結され、企業による森林整備を進めています。また、みえ森づくりサポートセンターにおいて、森林ボランティア

活動における基礎的な知識と技術の習得を図るため、森づくり活動初心者講習（現地実習編）を開催しました。

さらに、森林整備の適正な技術の習得を目的とした、刈り払い機やチェーンソー作業、安全衛生教育など、森づくり活動に必要なスキルアップ講習や活動に必要な物品の貸出を行いました。



「企業の森」森づくり宣言書調印式

「企業の森」の実績

区分	企業名	面積(ha)
平成18年度	シャープ㈱三重工場(多気町)、㈱百五銀行(津市)、トヨタ車体㈱(いなべ市)、 プリマハム㈱(伊賀市)	12.2
平成19年度	全労済三重県本部(津市)、損害保険ジャパン日本興亜㈱(津市) ネットヨタ三重㈱(松阪市)、シャープ㈱亀山工場ほか(亀山市) ㈱LIXIL(伊賀市)	12.9
平成20年度	㈱百五銀行(津市)、三重中央開発㈱(伊賀市)、北越紀州製紙㈱紀州工場(熊野市)、 四日市西ライオンズクラブ(菟野町)、エレコム㈱(尾鷲市)	31.4
平成21年度	三菱重工工業㈱冷熱事業本部(紀北町)、住宅情報館㈱(松阪市)、 JAバンク三重(津市、名張市)	21.8
平成22年度	中部電力&NPO中部リサイクル運動市民の会(菟野町)、住友理工㈱(松阪市)、 清水建設㈱(松阪市)、NTN㈱桑名製作所(桑名市)、 津商工会議所(津市)、㈱百五銀行(津市)、横浜ゴム㈱三重工場(大紀町)、 NTT西日本㈱三重支店(津市)	51.6
平成23年度	㈱第三銀行(松阪市)、エレコム㈱(志摩市)	13.3
平成24年度	㈱東芝(四日市市)、テイ・エス・テック㈱鈴鹿工場(桑名市)、トヨタ車体㈱(いなべ市)、 ㈱百五銀行(伊勢市)、生活協同組合コープみえ(津市)	20.5
平成25年度	JAバンク三重(津市)	0.5
平成26年度	味の素AGF㈱(亀山市)、東洋ゴム工業㈱桑名工場(東員町)、(一財)セブンイレブン 記念財団(津市)、㈱エイチワン(亀山市)、北越紀州製紙㈱紀州工場(紀宝町)	19.3
平成27年度	楽天㈱(菟野町)、JAバンク三重(大台町)	3.3
平成28年度	東邦ガス㈱(大台町)、本田技研工業㈱(亀山市)	3.2
平成29年度	トヨタ車体㈱(いなべ市)、㈱コマダ(菟野町)、JAバンク三重(菟野町)、 井村屋グループ㈱(津市)	22.6
計	47箇所	212.6

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進



「企業の森」森づくり活動の実施（伊賀市）



スキルアップ講習（刈り払い機の安全衛生教育）

（2）幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、みえ森と緑の県民税が税導入から4年目となることから、県民の皆さんから「みえ森と緑の県民税」を活用した取組へのご意見を伺う「みえ森づくりワークショップ」を県内9か所で開催したほか、市町及び関係団体、公立小中学校、一般県民を対象にしたアンケート調査による意見聴取などを実施しました。



みえ森づくりワークショップ（四日市市）



みえ森づくりワークショップ（伊賀市）

（3）身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の緑化意識の高揚を図ります。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して「緑の募金」活動を実施したほか、新聞や県広報誌等を活用し、緑化意識の啓発を行いました。



緑の募金街頭キャンペーン（イオンタウン菟野）

また、公益財団法人日本さくらの会の助成事業を活用し、菟野町など県内4箇所に桜苗木を計330本配布しました。

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

【平成29年度の取組】

平成29年度は、鳥羽市と連携して「真珠のように輝く植樹祭」を開催しました。

会場では、広葉樹植樹のほか、鳥羽の森林を満喫できる3つのツアーや三重の木材と触れあえるクラフト作りや木工体験などに約800名が参加しました。



「真珠のように輝く植樹祭」でのミニツアー



同ミニツアー「森と海の関わり」（鳥羽市）

また、県内7地域で、森林とのふれあいや森林の大切さについて考える「森の学校」を開催しました。



森の学校（四日市市）「秋のキッズエコフェア」



森の学校（津市）「農林水産まつり」



森の学校（伊勢市）「伊勢市環境フェア」

IV 基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進



森の学校（鳥羽市）「真珠のように輝く植樹祭」



森の学校（名張市）「とれたて！なばり2017」



森の学校（尾鷲市）「尾鷲ヒノキふれあいフェスタ」



森の学校（熊野市）「紀和ふるさとまつり」

もりづくり月間の取組（森の学校）一覧

区分	開催場所	イベント内容等
森の学校(四日市地域)	三重県環境学習情報センター	「秋のキッズエコフェア」、ミエトイ・キャラバン
森の学校(津地域)	津市丸之内商店街	「第12回農林水産まつり」
森の学校(伊勢地域)	三重県営サンアリーナ	「伊勢市環境フェア」、ミエトイ・キャラバン
森の学校(伊勢地域)	鳥羽市ドルフィン広場	「真珠のように輝く植樹祭×三重トヨペットふれあいグリーンキャンペーンin鳥羽の日」、ミエトイ・キャラバン、クッパ体験
森の学校(伊賀地域)	名張市役所前	「とれたて！なばり2017」、ミエトイ・キャラバン
森の学校(尾鷲地域)	三重県立熊野古道センター周辺	「尾鷲ヒノキふれあいフェスタ」、ミエトイ・キャラバン
森の学校(熊野地域)	紀和町B & G海洋センター周辺	「第31回紀和ふるさとまつり」、ミエトイ・キャラバン

※松阪地域で予定していた「森の学校」は、台風のため中止となりました。

V 主な施策と予算

【基本方針】 【基本施策】

【平成29年度に講じた主な取組と当初予算額】

森林の多面的機能の発揮	森林の整備及び保全	県単森林環境創造事業費 ・公益的機能を重視する環境林の針広混交林化などの公的な整備の推進	73,698 千円
		造林事業費 ・森林資源の充実と公益的機能を発揮させるための生産林の整備の促進	375,031 千円
		森林経営計画作成推進事業費 ・林業事業者等による森林経営計画作成に必要な地域活動の促進	46,969 千円
		災害に強い森林づくり推進事業費 ・流木となる恐れのある溪流沿いの樹木の伐採など災害に強い森林づくりの推進	392,067 千円
		保安林整備管理事業費 ・保安林の指定や解除等の適正な維持管理の推進	8,772 千円
		森林病虫害等防除事業費 ・マツクイムシ等による森林被害の拡大防止	690 千円
		県行造林事業費 ・地上権を設定した県行造林地の森林管理の推進	49,692 千円
		治山事業費 ・機能の低下した保安林において治山施設の設置や森林整備の推進	1,518,317 千円
		県単治山事業費 ・山地災害危険地区などの荒廃森林の復旧・整備や保安林整備等の促進	1,632,211 千円
			地域森林計画編成事業費 ・地域の特性に応じた森林施策の推進目標や森林管理指針の整備
林業の持続的発展	林業及び木材産業の振興	森林整備加速化・林業再生革命事業費 ・間伐などの森林整備、施設整備などによる林業再生の促進	50,000 千円
		林道事業費 ・森林整備につながる林道などの路網整備の促進	404,208 千円
		林業・木材産業構造改革事業費 ・木質内装化や木材加工処理施設の支援の実施	153,150 千円
		低コスト造林事業費 ・低密度植栽による植栽から育林までの林業のトータルコストを低減する取組の促進	52,606 千円
		県産材輸出促進事業費 ・輸出用原木の供給拡大に向けた検討及び製品輸出に向けた取組の強化	768 千円
担い手の育成及び確保	豊かな森と地域を担う人づくり	豊かな森と地域を担う人づくり事業費 ・林業後継者や林業労働力の確保と労働安全対策の促進 ・自伐型林業活動の促進、みえ森林・林業アカデミー設置に向けた検討	2,606 千円
		森林育成促進資金貸付事業費 ・森林組合等の事業展開に必要な資金の貸付	95,194 千円
		普及指導活動事業費 ・森林・林業に関する技術・知識の普及や森林施策に関する指導の実施	6,007 千円
		林業分野における福祉との連携推進事業費 ・林業と福祉との連携による障がい者が活躍できる環境整備	414 千円
県産材の利用の促進	「もっと県産材を使おう」推進事業費	「もっと県産材を使おう」推進事業費 ・「三重の木」の認証制度の支援を実施して、県産材の利用促進	4,971 千円
		木質バイオマスエネルギー利用促進事業費 ・未利用間伐材等を木質バイオマスエネルギーに有効活用するための体制を構築	4,535 千円

V 主な施策と予算

森林文化及び 森林環境教育の振興	森林文化の振興	森を育む人づくりサポート体制整備事業 ・学校や地域で実施する森林環境教育や森づくり活動をサポート	27,195 千円
	森林環境教育の振興		
森林づくりへの 県民参画の推進	県民・NPO・企業等の森林づくり活動の促進支援	みんなでつくる三重の森林事業 ・森づくりに関する情報提供やマッチングなどを行い、さまざまな主体の森林整備や緑化活動への参加を促進	856 千円
	森林づくりの意識の啓発	みえ森と緑の県民税基金積立金事業 ・平成29年度の「みえ森と緑の県民税」の税収を「みえ森と緑の県民税基金」に積み立て、税事業の用途を明確化	1,099,297 千円
		みえ森と緑の県民税市町交付金事業 ・市町が地域の実情に応じて森林づくりの施策を展開	736,927 千円
		みえ森と緑の県民税制度運営事業 ・みえ森と緑の県民税導入に伴う県民への普及啓発やみえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営、基金事業の実績等の管理等	5,500 千円

參考資料

平成17年10月21日
三重県条例第83号

三重の森林づくり条例

三重の森林は、県土の保全、水源の
かん養、自然環境の保全、公衆の保健
、地球温暖化の防止、林産物の供給等
の多面にわたる機能(以下「森林の有す
る多面的機能」という。)を発揮すると
ともに、生活、文化活動の場として県
民に恩恵をもたらしてきた。また、三
重の森林は、自然の生態系を支え、多
様な生物をはぐくみ、人と生物の共生
の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材
価格の低迷と人件費等の生産費の上昇
によって林業の採算性は大幅に低下し
、林業経営意欲が減退するとともに、
山村の過疎と高齢化の進行により、森
林資源の循環利用を支えてきた林業が
大きな打撃を受け、放置林の増加など
森林の適正な管理が困難になっており
、森林の有する多面的機能は危機に瀕
(ひん)している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き
継がれるよう、国、県、市町、事業者
、森林所有者等及び県民一人一人が森
林及び林業に関する共通の認識を持ち
、互いに協働しながら百年先を見据え
た豊かな三重の森林づくりの実現に向
けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県
民のかけがえのない財産であることを
認識し、森林の有する多面的機能を効
果的に発揮させることによって環境へ
の負荷が少ない循環型社会の構築に貢
献していくことを決意し、本条例を制
定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守
り、又は育てること(以下「三重の
もりづくり」という。)について、
基本理念を定め、並びに県、森林所
有者等、県民及び事業者の責務を明
らかにするとともに、県の施策の基
本となる事項を定めることにより、
三重のもりづくりに関する施策を総
合的かつ計画的に推進し、県民の健
康で文化的な生活の確保に寄与する
ことを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号
に掲げる用語の意義は、それぞれ当
該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等：森林の所有者又は
森林を使用収益する権原を有する者
をいう。
- 二 森林資源の循環利用：育林及び伐
採を通じて森林から林産物を繰り返
して生産し、並びにその林産物を有
効に活用することをいう。
- 三 県産材：三重県の区域にある森林
から生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっ
ては、森林の有する多面的機能が持
続的に発揮されるよう、将来にわた
って、森林の整備及び保全が図られ
なければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっ
ては、森林資源の循環利用を図るこ
とが重要であることにかんがみ、林
業生産活動が持続的に行われなけれ
ばならない。

（森林文化及び森林環境教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（県の責務）

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

（森林所有者等の責務）

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（基本計画）

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりについての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（森林の整備及び保全）

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（効果的かつ効率的な森林づくり）

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（林業及び木材産業等の健全な発展）

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性にかんがみ、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（担い手の育成及び確保）

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することにかんがみ、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することにかんがみ、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（森林環境教育の振興）

第十八条 県は、三重のもりづくりに県民の理解が必要なことにかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年10月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成17年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

第1 基本計画策定の考え方

1 基本計画策定の趣旨

林業採算性の悪化や山村の過疎化・高齢化の進行により林業が大きな打撃を受け、林業や山村地域の人々だけでは森林を適正に守り育てていくことが困難になっている状況を受け、三重の森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」（以下「条例」といいます。）が制定されました。

条例の規定に基づき、三重の森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「三重の森林づくり基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を平成18年3月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林環境教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の4つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら計画的に取組を進めてきました。

基本計画策定から5年を経過する中で、森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化してきており、今後、これらの変化に的確に対応し三重県の森林づくりを進め、林業を再生していく必要があると考えています。

こうした中で、平成24年度から県の新しい長期的な戦略計画である「みえ県民力ビジョン」に基づき、「協創」という考え方で新しい三重づくりを進めていくこととしています。

三重県では、これまでの基本計画に基づき、恩恵を受けている県民の皆さんの参画により社会全体で森林づくりを進めています。これは、「協創」の考え方と合致するものです。

今回、「みえ県民力ビジョン」のスタートに合わせ、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画2012」（以下「基本計画2012」といいます。）を策定します。

2 基本計画の期間

平成18年に策定した当初の基本計画は20年先を見据え、目標年次を平成37年度とした計画でした。

近年の社会情勢の変化のスピードは一段と早まっており、計画策定後の森林・林業を巡る状況も大きく変化してきています。

このようなことを考慮し、「基本計画2012」では、条例で掲げている「百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」を目指しながら、目標年次は当初の基本計画の平成37年度とし、その実現に向けて必要な具体的な施策を示すこととします。

第2 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針とそれぞれの目標を次のとおり示します。

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

森林は、木材の供給をはじめ、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止等の多面的機能を有していますが、適正な整備を行わなければ、こうした機能が発揮されません。

このため、森林資源の有効活用を図りながら、森林の適切な整備及び保全を進めることにより、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
間伐実施面積 (累計)	7,249ha	84,000ha	140,000ha

* 目標値は、2006(H18)年以降の間伐実施面積の累計としました。

* 現状値は、2006～2010(H18～H22)年度までの間伐実施面積累計です。

【指標選定の理由】

森林の多面的機能を発揮させるためには、森林を適正に管理することが重要です。人工林の整備においては、間伐が重要な施業であり、間伐の実施面積を指標として選定しました。

基本方針2 林業の持続的発展

林業は、木材価格の低迷による採算性の悪化等から活力が失われていますが、木材生産活動を通じ山村経済の活性化や低炭素社会づくりに貢献するとともに、森林の公益的機能の発揮につながることから、林業の持続的発展を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
県産材 (スキ・ヒノキ) 素材生産量	239千 ³ m	402千 ³ m	498千 ³ m

* 数値は、木材需給報告書等から県が調査したデータです。

【指標選定の理由】

「緑の循環」を円滑に機能させ、林業を活性化するためには、県産材の利用を進め、素材生産量の安定確保を図ることが最も重要です。

こうしたことから、林業の持続的発展を表す指標として、スギ・ヒノキの素材生産量を選定しました。

基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境の教育及び学習の場でもあることから、その森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林環境教育の振興を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林文化・森林 環境教育 指導者数及び 活動回数	455人 1,489回	650人 2,000回	800人 3,000回

* 数値は、県のデータベースに基づく指導者数とその活動回数です。

* 現状値の指導者数は、緑の少年隊指導者、森林ボランティア指導者、森林インストラクター等の人数で、その活動回数については、アンケート調査に基づく実活動回数です。

【指標選定の理由】

森林文化及び森林環境教育の振興を図るためには、森林づくり活動や教育普及を進めるリーダーの育成が重要なことから、指導者数とその活動回数を指標として設定しました。

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支える環境づくりを進め、県民参画の推進を図ります。

【数値目標】

指標	現状 (2004年)	～2015年 (H27)	～2025年 (H37)
森林づくりへの参加者数	24,241人	30,000人	40,000人

*数値は、県民、NPO、企業などさまざまな

な主体の森林づくりに関する活動や催しへの参加者数です。

*現状値は、県及び(公社)三重県緑化推進協会等が主催、後援等を行った、森林づくりに関する催しへの参加者数です。

【指標選定の理由】

県民の参画を幅広く捉え、森林づくりにつながる多様な活動等への参加者数を指標として設定しました。

第3 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

1-(1) 森林の整備及び保全

効果的かつ効率的に森林整備を行うため、森林の区分に応じた多様な森林整備を進めるとともに、森林の保全に必要な施設等の整備を進めます。

1-(2) 森林の区分に応じた森林管理の推進

効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、森林ゾーニングなどにより重視する森林の機能に応じた森林管理を進めます。

【基本方針2 林業の持続的発展】

2-(1) 林業及び木材産業等の振興

林業及び木材産業等を活性化するため、生産から流通・加工に至る連携の強化や合理化を進めるとともに、施業の集約化や基盤整備等により生産性の向上を図ります。

2-(2) 担い手の育成及び確保

将来にわたる適切な森林の整備や、持続的な森林経営のもとで活力ある木材生産が行われるよう、多様な人材の育成・確保や林業事業者等の育成強化を図ります。

2-(3) 県産材の利用の促進

県産材の利用は、「緑の循環」を通じた森林整備の促進、林業の再生につながることから、住宅建築や公共施設、木質バイオマス燃料等への積極的な利用を進めます。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

3-(1) 森林文化の振興

県民の皆さんが森林との豊かな関わりを持てるよう、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3-(2) 森林環境教育の振興

森林・林業や木に対する県民の理解と関心を深めるため、学習の場の提供や指導者の育成等を行います。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

4-(1) 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進

「森林は大切」という意識が「森林を守る」という具体的な行動につながるよう、さまざまな主体がさまざまな方法で森林づくりに参加できる仕組みづくりを

進めます。

4-(2) 森林づくりの意識の啓発

県民の皆さんの森林に対する理解を深め、自主的な森林づくりへの参画を促す取組を行います。

第4 具体的な施策

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

1 森林の整備及び保全【基本施策1-(1)】

(1) 環境林整備の促進

針広混交林への誘導や適切な更新等により、公益的機能が継続して発揮される多様な森林づくりを進めます。

(2) 生産林整備の促進

持続的な林業生産活動を通じ、森林資源の有効利用を図りながら、間伐等の必要な森林整備を進めます。

また、伐採後の造林未済地の発生を防止するとともに、均衡のとれた森林資源を育成・確保するため、適切な伐採と確実な再造林を進めます。

(3) 県行造林地の適切な管理の推進

間伐等の適切な森林管理を行うとともに、地球温暖化対策の森林吸収源としての活用を進めることで、木材生産と環境保全が調和した森林づくりを行います。

(4) 保安林制度等による森林の保全管理の推進

保安林制度や林地開発許可制度等を適正に運用することにより、森林の適切な保全・管理を進めるとともに、利用の適正化を図ります。

(5) 災害に強い森林づくりの推進

豪雨等による山崩れ等の山地災害や流木災害から、県民の生命・財産を守るため、治山事業等により保安林の機能強化を図るとともに、人家等の周辺において

必要な施設の整備や維持管理、森林の整備を進めます。

(6) 野生鳥獣との共生の確保

ニホンジカ等による森林の被害の軽減を図るため必要な防除対策を実施するとともに、野生鳥獣との共生を図るため生息環境等に配慮した森林整備を進めます。

(7) 森林病虫害対策及び森林災害対策の強化

森林に多大な被害を与える病虫害について、早急かつ的確な防除を行います。また、林野火災予防の普及啓発を行うとともに、森林保険への加入を進めます。

2 森林の区分に応じた森林管理の推進【基本施策1-(2)】

(1) 市町等と連携した森林管理の推進

市町と連携して、森林計画制度の適切な運用等を図りながら、地域の実情に即した効果的かつ効率的な森林管理を進めます。また、国有林や隣接府県と連携し、適正な森林管理を進めます。

(2) 森林資源データの整備と情報提供

森林の区分に応じた適切な森林管理や持続的な森林経営を進めるため、市町、森林組合等と連携を図り、資源や施業履歴等の正確な森林情報の把握整理を進めるとともに、森林GIS等を活用し、森林資源データの情報提供を行います。

(3) 森林の公益的機能発揮に向けての研究

水源のかん養や土砂の流出防備など森林の公益的機能を効果的に発揮させるために、森林の適正な管理や造成の研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

3 林業及び木材産業等の振興【基本施策2-(1)】

(1) 森林施業の集約化の促進

小規模分散化している森林の施業の効率化や木材の生産性向上を図るため、森林経営計画制度に基づき、路網開設と森林施業を一体的に行う施業の集約化を進めます。

(2) 原木の低コスト生産体制整備の促進

木材の生産性の向上を図るため、路網整備や高性能林業機械の導入などにより、地域の実情にあった低コスト作業システムづくりを進めます。

併せて、木材直送などによる原木流通の効率化や低コスト化により、製材工場等の大型化等に対応できる県産材の低コスト生産供給体制の構築を図ります。

(3) 木材の流通・加工・供給体制整備の促進

木材加工の高付加価値化、流通の合理化、製品の規格化等により、市場ニーズに的確に対応できる品質・性能の確かな製品の安定供給体制づくりを進め、地域材を供給する木材産業の振興を図ります。

(4) 特用林産の振興

安全で安心な特用林産物を供給するため、生産者に対し生産体制の整備や研修会等を行うとともに、消費拡大を図るためイベント等を通じ普及啓発を図ります。

また、きのこの生産や利用に関する研究を進めます。

(5) 効率的な木材生産のための研究

林業の生産性の向上を図るため、森林施業や機械化に関する研究や、生産・流通・加工を一体的に捉えたトータルコストの低減に関する研究に取り組み、その成果の移転を進めます。

4 担い手の育成及び確保【基本施策2-(2)】

(1) 林業の担い手の育成・確保

新たな担い手を確保するため、森林・林業の就業等に関する情報提供等を行うとともに、新規就業者の定着率の向上等を図るため、職場環境や雇用条件の改善、林業労働災害の防止等を進めます。

また、集約化施業を推進し木材安定供給体制を構築するため、フォレスター、施業プランナー、機械オペレーター等の人材育成を進めます。

(2) 林業経営体、林業事業体の育成・強化

地域林業の中核的担い手となる林業経営体や林業事業体を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進等により経営改善や基盤強化を進めます。

また、森林経営計画の実行や木質バイオマスの総合利用を推進するため、新規参入の促進等により必要な事業体の育成・確保を進めます。

(3) 山村地域の生活環境の整備

山村地域の生活環境の向上を図るため、林道整備や治山事業等により安全で快適な居住環境づくりを進めます。

5 県産材の利用の促進【基本施策2-(3)】

(1) 県産材の新たな販路開拓

新たな県産材の需要を開拓するため、大都市圏など大消費地における木造住宅等への販路開拓を進めるとともに、住宅以外の木材利用や新たな県産材製品の需要拡大に取り組みます。

(2) 県産材利用に関する県民理解の促進

県産材の利用を促進するため、環境や健康面での木材の特性や森林づくりにおける県産材利用の意義について普及啓発を行うとともに、正しい木材情報の提供

等を行います。

(3) 信頼される県産材の供給の促進

基準が明確な『三重の木』や『あかね材』の認証制度の普及、定着化などにより、安心して使える県産材の供給を促進します。

(4) 木造住宅の建設の促進

県産材を利用した木造住宅の建築を促進するため、木材関連業者と工務店、建築士等との連携等により『三重の木』住宅等の普及、販路拡大を進めます。

(5) 公共施設等の木材利用の推進

県産材の利用拡大を図るため、県有施設の木造・木質化を進めるとともに、市町が整備する公共施設や民間施設等の木造・木質化を働きかけます。

また、県が実施する公共工事等で間伐材等の利用を進めるとともに、国、市町が実施する公共事業への利用を働きかけます。

(6) 木質バイオマスの有効利用の推進

林業を再生し、低炭素社会づくりにつながる間伐材等の木材の有効活用を図るため、合板用材の需要拡大や木質バイオマスのエネルギー利用等の推進を図ります。

また、木質バイオマスの総合利用を進めるため、効率的な木材の生産、収集・搬出の仕組みづくりを進めます。

(7) 新製品・新用途の研究・開発の促進

消費者ニーズを反映した、付加価値が高く、使いやすい木材製品の研究開発と技術の移転を進めます。

6 森林文化の振興【基本施策3-(1)】

(1) 新たな森林の価値の活用

森林の多様な価値や山村地域の持つ潜在的な価値を活かした新たな森林づくりや魅力ある地域づくりの取組を進めます。

(2) 森林を活かした連携交流の促進

都市住民が森林への理解を深め、森林を支える山村住民が元気になるよう、森林や山村地域の魅力を活かした体験交流を進めます。

また、森林は豊かできれいな海づくりなどに大きな役割を果たしていることから、漁業関係者等との森林づくりを通じた連携交流を進めます。

(3) 里山の整備及び保全の促進

人との関わりの中で、生物の多様性を維持しながら、地域の暮らしや文化を支えてきた里山の自然環境を守り、身近な自然とのふれあいの場、活動の場として再生・活用するため、地域住民や団体等による里山保全活動を進めます。

(4) 森林文化の継承

人と森林との関わりにより育まれてきた森林文化を継承していくため、巨樹・古木や街中の森等の保存や活用を進めます。

7 森林環境教育の振興【基本施策3-(2)】

(1) 森林の役割に関する県民理解の促進

県民の皆さんの森林・林業に対する理解と関心を高めるため、森林の持つ機能や役割、県内の森林・林業をめぐる諸課題、地球規模での森林の問題等の情報を提供します。

(2) 森林とのふれあいの場の提供

森林・林業への県民の理解を深めるため、市町や森林所有者と連携し、森林・林業について学習や体験できる場の確保等、気軽にふれあえる環境づくりを進めます。

(3) 森林環境教育の効果的な推進

県民の皆さんの森林に対する理解と関心を高めるため、市町や団体等のさまざまな主体と連携して、森林環境教育の機会の増大を図ります。また、森林環境教育を効果的に実施するため、必要な教育プログラム等の提供や学習環境を整備するとともに、指導者の育成等を進めます。

8 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進【基本施策4-(1)】

(1) 森林づくり活動への県民参加の促進

森林づくりへのさまざまな主体の参加を促すため、市町や団体等のさまざまな主体と連携し、活動場所の確保やリーダー等の育成、情報の提供等を行い、県民やボランティア、NPO、企業などの活動を促進します。

(2) 幅広い県民参画の機会の創出

森林所有者、事業者、県民等の幅広い参画と合意形成のもとで森林づくりを進めるため、県民の皆さんがさまざまな形で森林づくりに参画できる環境づくりを進めます。

(3) 身近な緑化活動の推進

森林・林業への理解がひろがるよう、緑化活動に取り組む団体等と連携し、花木の植栽等の身近な緑化活動を通して、県民の皆さんの緑化意識の高揚を図ります。

9 森林づくりの意識の啓発【基本施策4-(2)】

(1) 三重のもりづくり月間の取組

社会全体で森林を支える社会環境づくりを進めるため、NPOや関係団体、企業等のさまざまな主体と連携して、県民の皆さんの森林や木材への理解や三重の森林づくりへの参画を促進する各種活動を毎年10月のもりづくり月間を中心に進めます。

第5 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の2に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

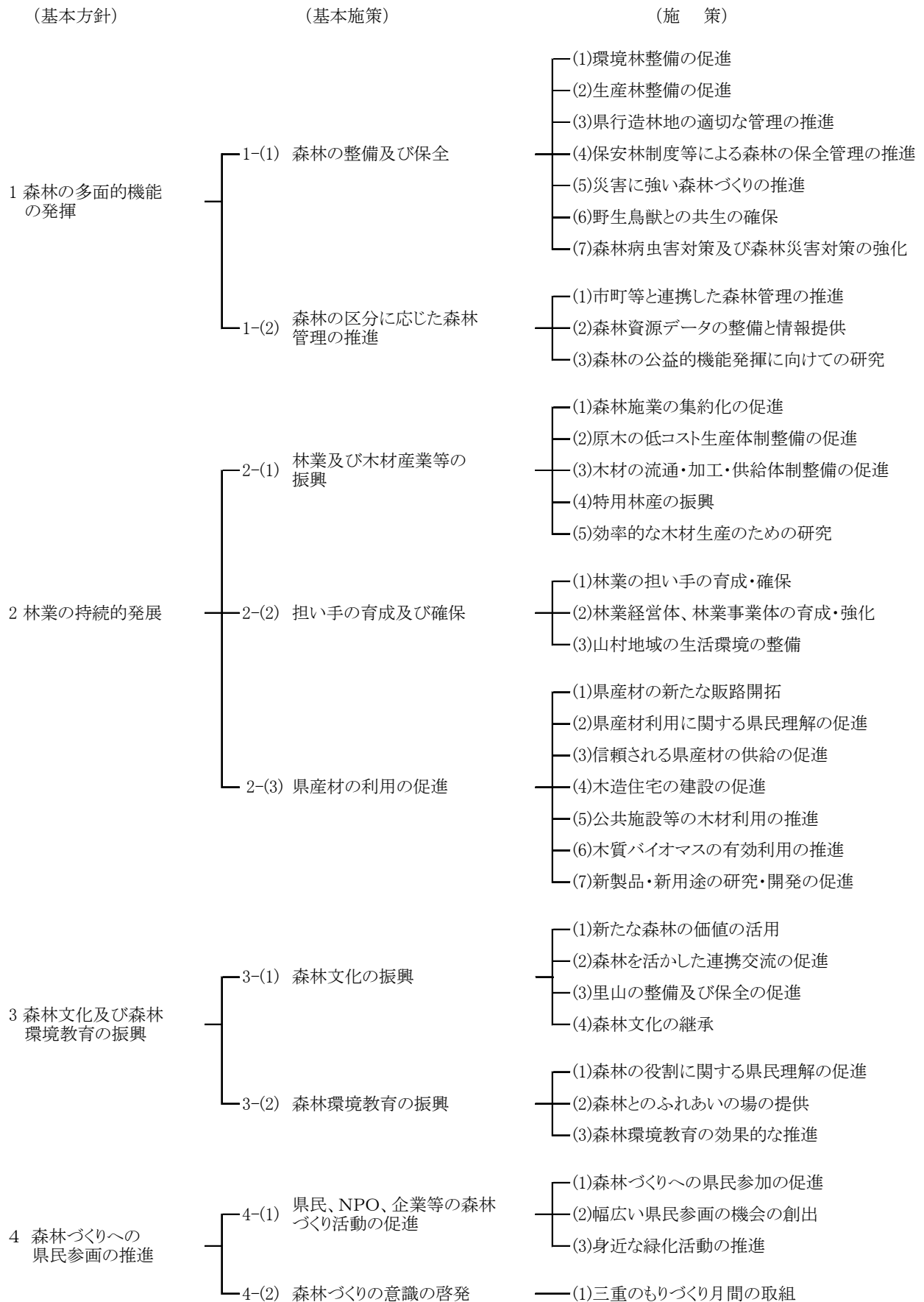
また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を平成37年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

Ⅲ 三重の森林づくり条例基本計画2012の施策体系



ア 行

あかね材

スギノアカネトラカミキリ等の食痕が見られる木材のうち、一定の規格基準に適合することを「あかね材認証機構」により認証された木材製品。

一貫作業

伐採に使用した機械を使って、伐採後すぐに地拵え、再造林を連続して行う作業のこと。苗木の運搬や地拵えを機械を使って行うことができ、作業全体の効率化が図れるとともに、コンテナ苗を使用することで、季節を選ぶことなく年中作業が可能となる。

NPO

Non-Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織や団体のこと。

エリートツリー

精英樹の中の優良なもの同士を掛け合わせて育成し、その中からさらに優れた個体を選抜した第2世代以降の精英樹で、成長など優れた性能を有する樹木のこと。

カ 行

カーボンニュートラル

バイオマスを燃焼すること等により放出される二酸化炭素は、生物の成長過程で光合成により大気中から吸収した二酸化炭素であることから、バイオマスは人間のライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させない。この特性を称して「カーボンニュートラル」という。

架線集材

空中に張ったワイヤーロープを使って、伐採した木を林道端等に集める方法。

環境林

原則として木材生産を目的とせず、森林の有する公益的機能の高度発揮を目指す森林。

間伐

育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から主伐までの間に、育成目的に応じて間断的に実施。

- ・ 搬出間伐：間伐材を林地から搬出して利用する間伐のこと。
- ・ 伐捨間伐：間伐材を林地から搬出しない間伐のこと。

企業の森

企業が社会貢献・環境貢献の一環として行う森林づくり活動。伐採後植林されず放置されたり、間伐等の手入れが遅れている森林を中心に、社員やその家族が直接、又は森林組合等に委託して植樹や森林整備を行う。

県行造林

森林資源の造成及び林野の保全を図ることを目的として、県が土地所有者と分収契約を結んで造林を行い、その収益を土地所有者と分収すること。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。

【主な高性能林業機械】

フェラーバンチャ：樹木を切り倒し、それをつかんだまま、搬出に便利な場所へ集積できる自走式機械。

スキッド：伐倒木を牽引式で集材する集材専用トラクタ。

プロセッサ：伐採木の枝払い、玉切り（材を一定の長さに切りそろえること）と玉切りした丸太の集積作業を一貫して行う自走式機械。

ハーベスタ：伐採、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う自走式機械。

フォワーダ：玉切りした材をグラップルを用いて荷台に積載し、運搬する集材専用トラクタ。

タワーヤダ：架線集材に必要な元柱の代わりとなる人工支柱を装備した移動可能な集材車。

スイングヤダ：建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、旋回可能なブームを装備する集材機。

合板

薄く切った単板（ベニヤ）を奇数層、繊維方向を90°互い違いに重ねて熱圧接着した木質ボードのこと。

構造用合板

合板のうち、構造耐力上主要な部分に用いる目的で作られたもの。構造用合板は、主に木造建築物の、壁下地材・床下地材・屋根下地材として用いられる。

コンテナ苗

特殊な形のコンテナ容器を使って育てた根鉢（土）付きの苗木のこと。根鉢が付いているため、裸苗と比べて細かい根が育ち、根づきが良好で、初期成長が早く、真夏や土が凍結する時期を除けば常時植えることができる。

サ行

再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

再造林

人工林を伐採した跡地に再び人工造林を行うこと。

作業道

林道を補完し、除間伐等の作業を行うために作設される簡易な構造の道。

里山林

居住地近くに広がり、薪炭林の伐採、落葉の採取等を通じて地域住民に利用されている、あるいは利用されていた森林。

CLT

Cross Laminated Timberの略。

ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネルのこと。寸法安定性の高さや、厚みのある製品であることから高い断熱・遮音・耐火性を持ち、施工性の速さや、RC造などと比べ軽量なことも特徴。日本では2013年12月にJAS（日本農林規格）が制定された。JASでの名称は「直交集成板」。

GIS

Geographic Information Systems

の略。様々な地形図や写真等をコンピュータ上で扱える地図としてマッピングしたものが電子地図であり、その情報に対応した様々な属性情報を地図上に重ね合わせて表示させたり、別の電子地図同士を重ね合わせることで、主題図を作成したり、様々な比較や分析を行うことができるコンピュータシステム。

持続可能な森林管理

森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させ、森林に対する多様なニーズに永続的に対応すること。

下刈

植栽した苗木の生長を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に、植栽後の数年間、毎年春から夏の間実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が市町村内の民有林について、5年ごとに作成する10年間の計画。

主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

循環型社会

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じりあった多層な森林。

人工林

人手による苗木の植栽や種子のまき付けなどにより造成された針葉樹や広葉樹の森林。

森林インストラクター

一般社団法人 全国森林レクリエーション協会が認定する、自然環境教育を目指す「森の案内人」のこと。

森林公園など森林を利用する一般の人々に対して森林や林業に関する解説をしたり、森林内での野外活動の指導などを行う。

森林環境教育

森林内での多様な体験活動などを通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の多面的機能や森林資源の循環利用の必要性等に対する理解を醸成すること。

森林組合

森林所有者を組合員とする協同組織として、森林組合法に基づいて設立された協同組合。組合員の所有森林に対する林業経営の相談や森林管理、森林

施業の受託、林産物の加工・販売、森林保険などの業務を実施。

森林経営計画制度

平成 23 年の森林法改正により創設された制度で、森林所有者又は森林経営の受託者が面的まとまりをもって、森林施策や作業路網、森林の保護に関する事項も含めた、5 年を一期とする計画を作成し、市町村長の認定を受けるもの。

森林計画制度

森林法によって定められた、森林の様々な取り扱いに関する計画体系。

国による全国森林計画、都道府県による地域森林計画、市町村による市町村森林整備計画、森林所有者などによる森林経営計画などがある。

森林資源の循環利用

森林は伐採を行っても、造林・間伐など適切な整備を行うことにより再生することが出来る再生可能な資源であり、その森林から生産した木材を無駄なく長期にわたって利用すること。

森林整備

森林施業とそのために必要な、林道等の施設の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為を実施すること。

森林施業の集約化

林業事業者などが隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

森林ゾーニング

森林を、機能などに応じて区分すること。

三重県型森林ゾーニング：森林の有する多様な機能を持続的かつ効果的に

発揮させるため、重視する機能に着目し「生産林」と「環境林」に区分すること。

森林の公益的機能

水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素を吸収することによる地球温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場や、人々の心の安らぎの場の提供など、不特定多数の人々が享受できる、安全で快適な生活をするためになくてはならない大切な森林の働き。

森林の多面的機能

地球温暖化の防止、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の公益的機能と木材の生産機能をあわせた森林が持つ機能。

森林文化

森林の持つ多面的価値を前提にした県民一人一人の、生涯を通じた森林や木材との多様で豊かなかわり。

森林文化・森林環境教育指導者

緑の少年隊の指導者、森林ボランティア団体のリーダー、森林インストラクター、森林セラピスト等、林業専門家以外で森林の役割や重要性についての啓発を行う人。

森林ボランティア

自主的に森林づくり（森林整備）に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員であり、その活動を通して学んだことを広く市民に伝えて、市民参加の森林づくりの輪を広げていく役割を担います。

森林・林業基本法

森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。

平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

森林・林業再生プラン

今後10年間を目途に、路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針。農林水産省が、平成21（2009）年12月に策定。

生産林

公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材生産を主体として資源の循環利用を行う森林。

生物多様性

遺伝子、生物種、生態系のレベルで多様な生物が共存していること。

施業プランナー

小規模森林所有者の森林を取りまとめて、森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、施業の実施に関する合意形成を図るとともに、面的なまとまりをもった施業計画の作成の中核を担う人材。

全国森林計画

全国森林計画は、農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して、全国の森林について、5年ごとに15年を一期としてたてる、森林の整備・保全に対する国の基本的な考え方や目標を、長期的・広域的な視点に立って明らかにする計画。「地域森林計画」及び「国有林の地域別の森林計画」の規範として機能するもの。

造林

人為的な方法で、目的に合わせて樹木を植えること（植栽）。また、より広い意味では、植栽、保育、間伐などの総称。

造林未済地

人工林伐採跡地のうち、伐採後 3年以上経過しても更新が完了していないもの。

素材生産

立木を伐採し、枝葉や梢端部分を取り除き、丸太を生産すること。

地域森林計画

都道府県知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別（158計画区）に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。

地球温暖化

温室効果ガス（二酸化炭素、メタンなどの気体）が大気中に増加することにより、地表から放射される熱が吸収され、大気が暖められ地球の気温が上昇すること。

夕行

治山事業

荒れた山をもとの豊かな森林に戻したり水源となっている森林を守り育てることで、災害から人命や財産を守り、安全で住みやすい生活環境づくりをする事業。

天然林

主として、天然の力によって成立した森林。

特用林産物

林野から産出される木材以外の産物。うるし、きのこ等。

ハ行

フォレスター

市町村森林整備計画の策定支援を通じて、地域の森林づくりの全体像を描くとともに、市町村が行う行政事務の実行支援を通じて、森林所有者等に対する指導等を行う人材。

保安林

水源のかん養等特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

本数調整伐

森林全体の健全な成長を図るため、育成単層林及び育成複層林の下木のうち不用な樹木を伐採するもの。これによって保残木の個体の成育を促すとともに、林内、林床に適度の陽光を入れて、林床植生の生育促進を図り、土壌緊縛力及び地表浸食の防止効果を向上させることができる。

マ行

「三重の木」認証制度

木材が県産材（三重県内で育成された木材）であることを証明するとともに、一定の規格基準に適合した木材製品「三重の木」を製材する工場と「三重の木」を積極的に利用する建築業者・建築事務所・地域ネットワークを認証する制度。

みえ森と緑の県民税

三重県では、「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」を進めるため、平成26年4月1日から「みえ森と緑の県民税」を導入した。税収を活用して

- ①土砂や流木を出さない森林づくり
 - ②暮らしに身近な森林づくり
 - ③森を育む人づくり
 - ④木の薫る空間づくり
 - ⑤地域の身近な水や緑の環境づくり
- の5つの対策に関する事業を実施。

みえ森づくりサポートセンター

森林環境教育、木育、森づくり活動を県内に広げていくための総合窓口として開設。みえ森と緑の県民税を活用して運営を行う。

緑の循環

「木を植え、育て、収穫し、また植える」ことを繰り返し行うことにより、いつまでも健全な森林を維持すること。

緑の少年隊

次代を担う子供たちが緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした、自主的な団体。

木育

子供から大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学んでもらうための教育活動。

木質バイオマス

森林で生育した樹木のこと、具体的には森林から伐り出した木材だけでなく、樹木の枝葉、製材工場などの残廃材、建築廃材などを含む。これをエネルギー源に用いるとき、木質バイオマスエネルギーという。

森づくり活動

里山などのフィールドにおいて、NPOや任意団体などが歩道作設・修理、地拵え、植え付け、下刈り、除伐、間伐、枝打ち、林内清掃などを非営利かつ自発的に行うこと。

ラ行

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業生産活動

苗木の生産や造林などの森林を造成する育成活動、及び丸太やキノコなどの林産物を生産する採取活動の総称。

林業事業者

他者からの委託又は立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

林業大学校

林業を担う人材の育成を目的として、都道府県の条例等に基づき設置される林業者研修教育施設。農業改良助長法に規定される農業者研修教育施設（農業大学校等）の林業課程として設置されているものもある。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以降2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもの。一般に5年を一括りにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。

路網

造林、保育、素材生産等の施業を効率的に行うためのネットワークであり一般車両の走行を想定する「林道」、10トン積みトラック等の林業用車両の走行を想定する「林業専用道」、フォワーダ等の林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分される。

三重の森林づくり実施状況報告書 (平成29年度版)

平成30年10月
三重県農林水産部 森林・林業経営課
治山林道課
みどり共生推進課

〒514-8570 津市広明町13番地
TEL 059-224-2564
FAX 059-224-2070